

第15回平成20年3月与謝野町定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成20年3月17日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時03分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
4番	廣野安樹	12番	多田正成
5番	小林庸夫	13番	今田博文
6番	家城功	14番	森本敏軌
7番	伊藤幸男	15番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	16番	有吉正
9番	井田義之	17番	服部博和
		18番	糸井満雄

2. 欠席議員

3番 上山光正

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 10号 | 与謝野町後期高齢者医療制度条例の制定について
(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 14号 | 与謝野町特別会計条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 15号 | 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 16号 | 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 17号 | 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 18号 | 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 19号 | 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 20号 | 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 21号 | 与謝野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 22号 | 与謝野町一般廃棄物処理施設条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 23号 | 与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者の指定について
(質疑～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 24号 | 与謝野町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定について
(質疑～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 25号 | 与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定について
(質疑～表決) |
| 日程第 14 | 議案第 26号 | 大内峠一字観公園の指定管理者の指定について
(質疑～表決) |
| 日程第 15 | 議案第 27号 | 与謝野町道路線の認定について
(質疑～表決) |
| 日程第 16 | 議案第 28号 | 与謝野町道路線の廃止について
(質疑～表決) |
| 日程第 17 | 議案第 29号 | 与謝野町道路線の変更について
(質疑～表決) |

- 日程第 18 議案第 30 号 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する
規約の変更について (質疑～表決)
- 日程第 19 議案第 31 号 宮津与謝消防組合理規約の変更について (質疑～表決)
- 日程第 20 議案第 32 号 平成 19 年度与謝野町一般会計補正予算(第 5 号)
(質 疑)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんでございます。

まず、開会前に2つばかり皆さん方に報告する事項がございますので、私の方から報告させていただきます。

まず1点目は、平野野田川地域振興課長は、本日も病気治療のために欠席でございますので、かわりまして長島課長補佐が出席いたしております。

それから上山議員は、病気治療のため欠席と私の方に届けがありましたので、報告いたします。

それから垣中教育長は、辞令交付のため遅刻という聞いておりますので、ご報告を申し上げておきます。

それから、先ほど議会運営委員会が開催されまして、その結果について皆さん方にご報告を申し上げ、ご了解をいただきたいと思っております。

さきの議案説明の中で町長より、職員の給与並びに特別職員の給与等につきまして提案がありましたんですけども、職員の給与につきましては組合員との話がまだついてないということで、提案をされておりましたけれども、今日まで精力的に交渉されておりましたが、今日に至ってもいまだ組合との妥結に至ってないということから、議案第11号、第12号、第13号については、協議を延ばしていただきたいという申し入れがございまして、本日、議会運営委員会ですらご審議をいただきました結果、これを3月24日冒頭に、午後13時30分から開会でございますが、24日の午後、11号と12号、13号を審議するということにいたしました。したがって、本日はその11号から13号の議題は、議事日程に上げておりません。

したがって3月21日、この日に組合との再協議がされるようでございますので、そういうことにいたしました。3月21日の午後の議会は休会といたします。3月21日の午後の会議は休憩といたします。したがって、先ほど申し上げましたように3月24日の午後、11号と12号と13号を審議するということにいたします。したがって、その後は25日から28日の本会議につきましては、予定どおり行います。したがって、この4日間の日程の中で、多少とも時間オーバーをする場合がありますけれども、その点はひとつご了解をいただきたいというふうに思います。

以上のことを議会運営委員会で決定をいたしましたので、皆様方のご了解をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまの出席人員は17人です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思っております。

議長(糸井満雄) 日程第1 議案第10号 与謝野町後期高齢者医療条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

11番(勢旗 毅) それでは第10号につきまして、若干質問をしたいと思っております。

まず、おとといですか、医療保険制度が変わりますということで、新聞に折り込みを入れていただきました。そこで質問が何人かの方からあったり、また、いろいろ勉強していただく機会になったのではないかなと思うんですが、まず、この中からいわゆる75歳以上の方は、この保険に皆移るわけですけれども、65歳から74歳で一定の障害のある人というのは、この保険に移ると、広域組合が認めたらと、こういうことになるんですが、今度の条例の中で保険料を徴収すべき被保険者、この中にはこの部分というのは入っているんですか、入っていないんですか。ちょっとお聞きします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは今の勢旗議員さんからの質問に、お答えしたいというように思います。

この老人保健制度が、後期高齢者医療制度に変わるということがございます。その老人医療に今まで加入していただいた方については、75歳以上の方は当然なんですけども、65歳から74歳の方でも障害を持たれた方については、その等級によって老人保健制度に加入していただいております。

この方についての保険料徴収ということのご質問なんですけども、基本的にはこの後期高齢者医療制度と同じように老健に入っておりますと、この方についても後期高齢者医療制度に加入していただくということでございますので、保険料の天引き対象になるということでございます。

ちょっと余談なんですけども、そういったことが懸念されますので、こういった障害を持たれた方については後期高齢者医療で医療を受けるのではなしに、もう老人保健をいったん脱退をして、今までの国保で福祉医療を受けるという方と、社会保険の扶養でしたら社会保険の扶養で、福祉医療を受けるということを選択ができるということになっておりまして、そういった対象になる方についてはすべて連絡をしまして、手続はやっていただいているということです。

ただし、この計算方法についても大変複雑な計算ですので、もうお一人お一人すべて違いますので窓口に来ていただいて、きちっと所得の関係でありますとか、資産の関係等々を十分お聞きをしながら、対応をしている最中でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） そこで、この第3条の保険料を徴収すべき被保険者のこの中に、その方たちというのは、どこの項目に入っているのかちょっと教えていただきたいんですが。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この3条の中には、保険料を徴収すべき被保険者というのがございます。この第1号の中に、町に住所を有する被保険者ということが規定してあります。この中に入っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） この間からこの後期高齢者の保険を、ずっといろいろ読ましてもらえば読むほどどうもいろいろ、我々も将来この保険にかかるわけですが、気になります点があります。

まず、その1点は、いわゆる後期高齢者終末相談支援料ですね、これが組み込まれている。いわゆる延命治療をしなければ、支援料というのが加算をされると、こういう制度になっておるといふふうに思うんですが、そこは課長、どうですか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この診療報酬の加算等については、それだけになしにほかの項目等々もございませう。そのように例えば外来医療でしたら、医療機関での健診スケジュールを含めた診療計画を策定して、提供した場合については600点、6,000円を提供できるとか、それから今議員さんがおっしゃられましたように、終末管理をした場合については、それなりのそれぞれの点数が加算されるとかということで、若干、高齢者の方に対する診療報酬の改定部分がございます。その部分が、今までの受けていただいた保険料とは、今回新しい制度ができた段階でのプラスの診療報酬の改定部分で若干変わっている部分が、この高齢者に限って点数がつくということがございますので、そのあたりが今回改正されている部分でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 私が申しますのは、いわゆる今度の改正で死期が、もう大体寿命が尽きるのわかってきた。そこで延命処置を拒否すれば、いわゆる終末相談支援料というのが加算になりますよと。それからもう1つは、退院を促進をすれば後期高齢者退院調整加算というのがつく。いわゆるもう死ぬ人には、こういうことをやりなさいよと、病院からはこういうことで追い出さないよという格好で、非常に年寄りに対してこの部分は本当にどうなんかなということ、読めば読むほど私は不安になってきたと、こういうことなんですけど、これを課長は、正直に読んだらこういうサービスがふえたというふうにおっしゃいますけど、けど現実、これは高齢者を非常に差別しておるといふふうに思えてならんのですが、このところは課長、どうでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほど議員さんがおっしゃられてます、例えば終末の相談料なんですけども、簡単にと言いましょか、端的に言えばこういった部分が、新しい後期高齢者終末機能相談支援料というのは200点、2,000円分算入されるということでありまして、この内容については患者と家族が医療従事者と、終末期における診療方針等について話し合いを行った場合というのが明記されております。このことから言えば、今まではそのあたりが病院と患者さんと家族の方と、あまり親密なコンセンサス、同意が得られてなかった部分があるかなというように思っております。このあたりが診療点数上きちっと明記され、そしてその分を相談業務を行った場合については、点数的にも取れますよということから、きちっとそういったフォローをなささいということかなというように思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） どうも見れば見るほど、問題があるんでないかなという気がするわけですが、課長の受けとめ方を聞きますと、すんなりと聞けるわけなんですけど、けど現実、これは年寄りに非常に厳しいと。このことを課長の方でも、しっかりと受けとめていただきたいと思っております。
それからもう1つは、最近の動きを見てみますと、今度も後期高齢者医療制度ができたことによりまして、いわゆる世帯分離というものが非常に全国的に問題になっておるといふことで、ある町では、世帯分離を拒否するという自治体もあらわれておりますし、また、世帯分離の届出書の様式が変更されまして、非常に世帯分離がしにくくなっていると、こういうふう聞いておるわけですが、この辺のところは課長、どうでしょうか。これは住民課の課長にお願いしませうかな、どうでしょうか、そこは。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この後期高齢者の保険料等々を算定する場合につきましては、世帯の状況を見ていくということがございます。本人さんの所得、それと世帯主さんの所得という格好でございますので、今ご指摘をいただきましたように世帯主が若い方で、収入があるような方については、世帯分離が進むんじゃないかなというようなご指摘なんですけども、実際、私どももそのあたりは懸念をしております。実際、介護保険制度が始まったときにも同じように、保険料を世帯でみていくというようなことがあって、若干トントントンと進んだという経過がございますけれども、このあたりは心配しております。ただ、届け出制度ということで、本人さんがその世帯としては、もう独立して世帯構成をしていますよ、また生計を別にしていますよといったであれば、そういう届け出があった場合については、拒否はできないというようには思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 申しましたように、いわゆる国から見ると住民の側がいいところ取りをするんじゃないかということで、世帯分離の規制がかかっていると、私はこういうふうにとめておまして、実際にやってるのは、国もいいところ取りをかなりしてるんですけども、個人を対象にしながら全体では世帯を見ている。そういったことがこの与謝野町でも、ひとつ世帯分離がしにくいということがないように、ひとつお願いをしておきたいと思っております。

それから最後に、これは後の議案でも質問をしようかなと思っておったんですが、現在、国保の保健師というのは何人が対象になっていますか、国保が抱えている。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 現在、保健課には8名の保健師が在籍をしておりますが、国保専門にという保健師はおりません。国保加入の被保険者の方も見て、また社会保険の方も見るということで、町民全部を対象とした保健師なんですけども、平成20年度の予算の中では1人の保健師を国保会計でみまして、そして1人分の給与でとりあえず見るということにはなっておりますけれども、当然1人ではできにくい部分がありますし、そういったことがありますので、現在おります保健師全員で、国保の方も社会保険の方も当たっていきたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） この特定健診が始まるということで、この間の課長の説明でも、いわゆる全部そういう希望者は抱えていくと、国保以外もということだったんですが、国保連合会の資料によりますと、現在、国保の保健師でないと、それはもう認めんということ、国保連合会は強く言っているんですけど、そのところはどうでしょう。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほど申し上げましたように、20年度の予算の中では1人の職員を国保で見ることにしておりますので、そのあたりは新年度になれば、フォローできるというように確信をいたしております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 一応予定しておりました質問は終わりますけれども、いわゆる終末期の相談支援料とか、そういった部分については、これはもう決まったことではあるわけなんですけれども、ひとつその辺を十分説明をして、このまま率直に考えると、私は年寄りはやっぱり早う死ぬる措置を

してくれたら、国が金を出すというふうに思えてならんもんですから、その辺について一般が困るようになる説明にならんように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） お尋ねします。第6条に、保険料を延滞した場合の延滞金についてが出ております。ここに期間に応じ年14.6%、ただし1カ月だけは7.3%というふうになっております。文教厚生委員会で14.6%と言え、サラ金と変わらない金利ではないですかというふうにお尋ねしましたところ、まあそうかもしれないですけども、これは国で決まっていることだということです。

その後で、平成20年度中における特例、基準割合についての通知というのがありまして、1カ月間だけは4.7%、ちょうど7.3%の半分近い金額になるわけですけども、4.7%なので7割軽減の方で計算しまして、年間の保険料が1万2,000円という方の場合、1年間滞納しても1,500円から1,600円程度ということでした。これは10%超えていますけれども。国が決めることでありますし、さらには広域で行う事業ですので、与謝野町でできることというのは、ほとんどない状態かなというふうには思っておるわけですけども、保険料を滞納するかもはしれないという方は、年金がまず天引きができない人。つまり主に収入が極めて少ない高齢者になります。日本共産党は、このようなひどい後期高齢者医療制度には反対をしておりますけれども、延滞金を取るということは、これはさらにひどい仕打ちであり、許されないと考えております。

75歳以上の高齢者といえ、納税意識が大変高い方が多いです。納税の通知書が来たら、早く払わないと気になって気になってしょうがない。こういう方が大変多いように私は日ごろから感じておりますけれども、こんな方がもし払えない状態になったら、延滞金を本当に取るのですかと、これをまずお聞きしたい。それと1カ月に1,000円でも500円でもとにかく払う意思のある方からは、延滞金は取らないというふうになっているのではないと思うのですけれども、この分も確認の意味で答弁をお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 議員さんのご質問にお答えしたいというふうに思います。

この延滞金については、今おっしゃっていただきましたように14.6%ということでございますし、また、20年度については、1カ月間が7.3%ということになっておりますけれども、これは国の特例によりまして、今ご案内いただきましたように、20年度は4.7%になるということでございます。これはあくまでも短期分の1カ月分でございますので、1年間になると、14.6%が適用されるということでございます。

今ご質問の延滞金を取っていくかということでございますけれども、もうこのあたりはそういった計算に基づいていただくということになります。この保険料については、また算定のところで申し上げたいんですけども、今、国民健康保険に加入いただいております。今所得のない方については7割軽減をさせていただいております。その金額が19年度では、7割軽減をしますと1万2,000円ぐらいお世話になっとるんですけども、今度、後期高齢者医療制度に

よって、その所得がない方で7割軽減、同じように軽減制度を持っておりますので、7割軽減をすると約1万1,300円くらいということで、現在加入していただいております国民健康保険よりも、保険料としては安くなるということです。

ただし、この保険料についても今申し上げました額というのは均一課税ということで、与謝野町独自の金額でございますので、これは2年間がその金額になりますが、2年ごとに見直される、すなわち、ちょっとずつ上がっていくというイメージがございますので、そのあたりは言いましたように、金額的には大体同じくらいか若干下がる程度ということでありますので、現在、お世話になっております保険料と変わらないので、納めていただきたいというように思います。

しかし、元に戻りますけれども、そういったことで、どうしても保険料を納めていただけない方については、こういった計算どおりの税率と言いましょか、延滞金の利息でいただくと、このようになっております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） この金額がもし払えないとしても、少しずつでも払う意思のある方、こういうことについても尋ねたんですけど、その答弁がなかったのと。

あとちょっとわかりにくいのが、附則のところの今まで20年度における被扶養者であった被保険者ですね。今まで息子さんの保険の被扶養者だったと、保険に入れてもらったという方が、この方も、もうその息子さんの保険から無理やり出されて、そして後期高齢者医療制度に入らなあかんわけですけれども、この半年間の猶予ですね、これは途中から被保険者になった場合でも全く関係なく、10月からは取っていくということになるんでしょうか。ここら辺のところ非常にわかりにくい。途中で被保険者になったんだから、例えば10月からなったら丸々払わんならんのですけれども、これでしたら、途中からだから、その半分でいいんじゃないかと思ったりもするわけですけれども、そこら辺は均等割の10分の1とはいえ、新たに払わなければならないということですので、この辺ちょっとわかりにくいので説明をお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほどの質問で、少し答弁が漏れてたようです。

延滞金の関係で、少しずつ払った方についてはどうかというようなことがありますけれども、これについては条例の中にも徴収猶予という制度がございます。これについては保険料を6カ月間のうちに払っていただいたらいいという制度でございますので、こういった制度を利用していただければ、そういった延滞金については払っていただかなくても、計画的に払っていただくということになれば、いいんじゃないかなというように思っております。

それと、今ご質問いただきました社会保険の被扶養者の方です。この方については4月から制度が始まって、半年間については保険料は払っていただかなくてもいい。そして、また10月から来年3月までの半年間は、本来納めていただきます均等割の10分の1をいただくということになっております。21年から22年3月いっぱいまでも、均等割部分の半額ということになっておりますので、社会保険の被扶養者の方については、そういった段階的に被扶養者の方は検討されております。その最終というのが、22年3月31日でありますので、その方が途中に加入されても、そこで適用するときの状態で払っていただくということがございますので、社会保険の被扶養者から、この後期高齢者医療制度に入ってもらってから半年間猶予があったり、また、

後については10分の1でよかったりということではありません。そこで4月から2年間の暫定措置で、そこに入ってもらったときに適用された期間だけ、その特例を受けるということでございますので、ご理解いただきたいというように思います。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 大体わかりました。途中でなった方は、もう均等割の10分の1というのが特例であると、2年間はというだけで、もうほかにはほとんどないというふうに考えればよいということが、よくわかりました。

やはり特にこの低所得の方ですね、収入は少しあるけど、所得としてはゼロという方がたくさんおられるわけですので、そういう方に対する配慮が、この与謝野町でどういうことが考えられるかということを私たちも研究しますけれども、課長におかれましても研究していただいて、何とかみんなが医療を受けられるように、よろしく願いいたしまして質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは、保健課長に質問します。

町が行う後期高齢者医療に関する仕事の内容を条例化されて、提案されているということだと理解しているんですが、そこでお聞きしたいのが、まずこの第3条ですが、後期高齢者医療は広域連合で行うということですので、保険料の徴収等々は基本的に、広域連合で行うもんだろというふうに思ってたんですが、どうもそうではなくて、町が行って、特別会計から送金するというふうなことをちょっとお聞きしたんですが、その辺は年金天引きの方についても、どういシステムでこの保険料の事務が行われるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、(1)の町に住所を有する被保険者というふうになっているのと、あと2、3、4で入院の場合が書いてありますね。ちょっと私はわからないので、これは単に質問するんですが、入院するときには住所を移さないで、この入院した場合でも(1)に含まれるのではないかと理解できるんですが、なぜその他の項目があるのか、この2点について、お聞きします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいま議員さんから2点質問をお受けしましたので、お答えしたいというように思います。

まず、1点目は年金天引きからどういった流れでお金が町の方に入ってくるか、広域連合の医療費として補助されるかという質問でございますけれども、年金天引きのデータというのは、それぞれ不均一課税等々がございますので、与謝野町では不均一課税がされているということでありまして。このデータを社会保険庁の方に送りまして、そのデータでもって与謝野町に年金から徴収した金額が振り込まれます。それで町の方は年金から振り込まれたお金を与謝野町の予算で受け入れ、普通徴収でいただいた分と合わせて、また広域連合の方に送ると。こういうことになっておりますので、年金部分だけで言えば、年金天引きを社保庁でしてもらったお金については、与謝野町の関係に入って、またそれを広域の方に出していくと、こういう流れになります。

それから、2点目の入院についての住所地の特例なんですけども、今ご案内いただきましたように、本来、短期間の入院等々でしたら住所を移して、この治療をするということはございませ

んけれども、例えば病気の種類によっては、精神の方とかいう方には、長期に入院を要するような場合については、住所地を移される場合がございます。こういったことについて、与謝野町から例えば兵庫県の病院等に移された場合についても、それは当然、京都府の広域連合で受けると、こういうイメージによって、この入院の部分については条例上、明記をされてるということでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 第2条で町が行う事務が書いてあるわけですが、大変いろんな事務を後期高齢者医療制度の中でも町がしなければならない。広域連合がやるにしても町がしなければならないという、こういうイメージを持つわけですね。

先ほどの年金からの徴収のシステムを聞いていまして、新しくつくられた部分ですので、それだけ事務がふえるのではないかと。この事務についても、事務がふえるのではないかというふうに感じるわけですが、広域連合で効率的にやるということになるのかどうか、これで。結局、町の事務がふえるのではないかと。職員がそれだけ要るのではないかというふうに思うわけですが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

それと、それらの事務について広域連合からそういう事務費が入ってくるのか、前もって特別会計で町の方でその分が確保できるのか、このかかる事務費については、先ほどもちょっと保健師の件がありましたけども、きちり確保していただけるのかどうか。通常、国等がそういう積算しますのは、実際かかる金額よりも安い積算でしか事務費が入ってこないということは、保育所とかいろんなところで今までもあったわけですが、これについてはそういうことはないのかどうか、この点についてお聞きします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この事務がふえるということでありまして、本当に私どももこのあたりを心配しておりまして、特に徴収部門が、新たな町の事務として行っていかなければならないということがございますので、このあたりに一番手がかかるかなというように思っております。

また、年金データ等のやりとり等についても当然必要になってきますし、逆に言えば、何が省けるかなというように思っております。レセプトについてはすべて広域連合の方にまとめて行きまして、レセプトの点検でありますとか、レセプトの整理等については、この部分が省いていけるかもわかりませんが、補装具の相談でありますとか、償還払い等については、当然、町が行っていかなければなりませんので、そういったことをトータルで考えてみますと、ご指摘のように事務的にはふえていくかなというように思っております。

ただ、このあたりについても恐らく国の方に問い合わせをすれば、交付税で算定してあるから、その分については見てあげますよという回答になるんじゃないかというように思っておりますが、それに対して明確に、これは国庫金で事務手数料ですよということはございません。そういうように、恐らく交付税算入かなというようなことが推測されますけれども、ちょっとそのあたりはまだ新しい制度ですので、その交付税の細かい算定表の中を見んと、出てこんのじゃないかなというように思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） この財源は、交付税算定で国から入ってくるのかどうかも、まだわからないとい

うことですか。それとも交付税算定で、国が入れますよということは決まっているのでしょうか。それはどちらでしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほど申し上げましたように国からきちっとした、この分は広域連合の事務費ですよということで国庫金が入りませんので、そういったことから推測をすれば、ちょっと私は交付税算入にしますよという文書は見てないんですけども、通常、今までの事務の流れなり、新しい制度が始まったことを考えておりますと、そういったことにほとんどがなっておりますので、確定で、これは交付税算入ですよというきちっとした文書を見ておりませんが、流れとしては、そうかなというように思っております。またそのあたり、きちっとしたデータがあるようでしたら、また企画財政の課長の方から答弁していただきたいというように思います。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） その後期高齢者の関係、これは国の制度でございます。国の制度によってこういったことになるわけですから、それに必要な財源は、いわゆる交付税で地方財政措置をするというのが通常でございますから、そうなるだろうというように思っております。

ただ、何遍もこれは申し上げておるわけでございますけれども、今回、地方交付税の総額は昨年に比べて若干上がっておるわけですが、それは特別に地域再生ですが、それが1億500万円程度の配分が与謝野町にもあるわけですが、それを除いてしまうと経常的経費、それから包括算定経費、これはうるこの数字なんですね、前年度に比べまして。ですからその中に算入はされてくるんでしょうけれども、さらに総額を合わせるために減額される犠牲も大きいということでございますので、そういうことだというふうにご理解いただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の答弁を聞いていますと、明確に交付税でこの分を措置するということが、国から来てないというふうに理解するんですね。もう4月から始まるわけですね、4月から与謝野町はこの事務をします。この段階になって、こういうことについても国から明確にできないという、極めてこれはいいかげんな国の姿勢だと、こういう点でも。しかも後期高齢者医療制度が始まって、与謝野町の事務がふえると。その分が交付税算定ということになると、多分、与謝野町がかぶらなければならない額がかなり出てくるだろうと。

これは先ほど勢旗議員が質問されたように、この後期高齢者医療制度は75歳以上の人たちをいわば差別をするような、人間としての差別をするような、そういう医療制度であるし、そして医療の中身が、まさに勢旗議員が言われた以外にも、これは特別会計のときに質問しようと思っておりますが、今までとは全く違う医療を制限する、生きる保障をなくすという、こういうひどい制度だというふうに思っています。今の話を聞くとそれだけじゃなくて、自治体に対してもしわ寄せをする、そういう制度だということだというふうには私は理解をしました。

こういう点では、全く今現在でも後期高齢者医療に引き抜かれる、そういう方々に対して保険料の中身、医療の中身、十分な説明もできていない。特に医療がどう受けれるのかということについては説明できてない、こういう状況のまま4月1日からこれを実行するということは、絶対するべきでないということを指摘して、私の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第10号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第10号 与謝野町後期高齢者医療条例の制定については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第2 議案第14号 与謝野町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第14号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第14号 与謝野町特別会計条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第3 議案第15号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
野村議員。

1 番(野村生八) 保健課長に質問します。

提案説明の中で、この今回変更される賦課の内容については、所得の確定を待って6月議会で正式に決めるという、そういうふうに提案説明は聞いたんですが、今回これで決めたらもう変えないということなのか、6月議会に改正があるというふうに思っていることなのか、その点についてお聞きします。

議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この6月議会に再度、このあたりの税条例の改正がというご質問だというように思います。

申告については、きょうまでの申告ということになっておりますので、きょうまでの申告を受けて、そして課税事務に入っていくわけなんですけども、今の段階では18年度中の所得によって試算をしたものでございますので、ここの部分が今必要な医療費と、必要な国庫金を除いた金額は、これだけいただきたいということで提案させていただいておりますが、この申告の状況によって大きく乖離した場合については、そのあたりはやっぱり改正というか、6月に改正をさせていただきたいというように思います。

しかしながら、今回提案させていただいた金額をお認めいただけたら、そんなに大きくは所得の関係についてよっぽど乖離してない限り、再度審議いただいて税率を上げてほしいとかいうことは、よっぽどのことがない限り大体提案させてもらった金額なり、税率でいけるというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 税率を上げる心配はもちろんしていません。税率が下がる可能性はないのかという、もちろん質問です。今回の提案では医療分、介護分に加えて、先ほどの関係で後期高齢者支援金分が加わりました。簡単に言えば、この医療分と支援金分を合わせたものが、今までの国保税の医療分だというふうに考えたらいいと思うわけですが、そういう考えで見ますと、大幅に上がるわけですね。これはもし6月議会で下がる可能性がないということであれば、これは今議会でどれほどのアップになるのかということについて、詳しい説明をしていただきたいと。どういう場合に、どれくらい上がるのかということについて、詳しい説明をしていただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） このアップ率なんですけども、下がる可能性はということなんですけども、基本的には医療費の伸びによって大きく違うということで、今回についてはかなり大幅な伸びを20年度予算については見ておりますし、また、基金からも500万円の繰り入れを当初予算で入れております。そういったことをかんがみますと、そんなに余裕を持って今提案させてもらった税率が、下がっていくということにはならないかなというように思っております。

しかしながら、先ほどいきました乖離というのは、上げるだけが乖離ではありませんので、今議員さんがご指摘のとおり、下がった場合についてもそのかかった費用から収入を引いた残りの分を、その当該年度にいただくということでありますので、かかる必要が相当少なければ、また保険税が所得によって伸びてくるようなことがあれば、そういったことは税率をさわっていかねばならないというように思っております。

それでは今質問をいただきました、どれくらいの伸び率かということなんですけども、今この合計額で言いますと、提案させてもらった説明の中でも申し上げておりましたように、医療分が56万円と介護分が9万円というのが、65万円の限度額が、今回については47万円と12万円と、そして9万円ということで3本立てになりますので、このあたりが若干所得の高い方については3万円引き上げになります。

そのほか国保税率の改正によって医療分を下げ、後期高齢者支援分を上げ、介護納付金につい

てもいただくということでもありますので、これを単純に今聞いていただいたんですが、どれぐらいの引き上げ率になるのかということで、お家の事情によって本当に複雑なんです。単純に人数なり世帯割でポンと割れば、結果は簡単に出てきます。それでいくと19年度当初予算の説明では、1世帯すべてを医療分と介護納付金分とを合わせましたら、1世帯12万9,000円から13万円弱だったんですが、今回はポンと割りますと15万円少しになります。このあたりは伸びてるといえるんですけども、このあたりも後期高齢者に行かれる75歳以上の方がポンと、所得が低かったり、7割軽減をしてました75歳以上の方が、すべて広域連合の方に移られるということがありますので、残された方は75歳以下の若い人の世帯等々で構成された国保ということになりますので、単純に頭割りしますと所得の高い方の比率が高いということでもありますので、今言いましたように1世帯13万円あたりから、15万円ちょっとぐらい上がりますということの中には、そういった部分も含んでの上がり幅ということで、ご理解いただきたいというように思います。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今言われたように、大幅に国保税が上がるということですね。後期高齢者医療制度が始まって、そして国保税も大幅に上がるということになりますと、大変住民の暮らしにとっては負担が大き過ぎるというふうに思います。

大体今、京都府下で後期高齢者が始まったことによって、今までの国保税の医療分として集めていたところが上がるということは、ほんのわずかしかなかった。いわば京都市等々については引き下げですが、今回、こういう後期高齢者医療が始まるということで、基金をつぎ込んでそういう措置をするという取り組みがされているわけですね。確かにこの間、基金を繰り入れて、そして抑えてきたということは事実です。しかし今回、この20年度にこれだけの引き上げをするということが、本当にいいのかどうかという点では、非常に私は疑問を感じます。

町長に質問をしますが、先ほどありましたように今までの国保の中から75歳以上の方がぬけるわけで、医療がどうなっていくかということについても詳しい精査がされて、今出されているのかどうか、その辺も非常に疑問があるわけですね。1年間その推移を見て、その時点で検討することならわかりますが、この時点でこれだけの引き上げがされると、しかも介護分も上がるわけですね、若干。ということですから、これはあわせて大変な負担になるということで、少なくともことし1年、今回はいわゆるこういう形での改正にしても、6月議会でその辺をもう少し検討すると、再見直しをするということが、私は必要ではないかなというふうに思うわけですが、十分に慎重に進めていくということが必要ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、課長が申し上げてますように、中味につきまして6月議会までに一定の精査をもう一度かけさせていただいた中で、見直しするべきものはしていくという方法でさせていただきたいと思います。

現実、新しい制度が始まるわけですから、非常にその中身についてなかなか把握しきれないところがあるかと思いますが、平成20年度の予算としては、今回の改正について上げさせていただいておりますが、6月議会で見直す点があれば、そういう形で進めていきたいという

ふうに思います

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 基金の問題について質問しますが、確かに基金は持っていなければならないというのは事実です。しかし、昔は風邪がはやれば医療費がパッと上がって、基金が大幅に減るということはありませんでしたが、最近と言うても、もう十数年以上前から、風邪がはやっても基金を大幅に出動させなければならないという、そういう異常な事態になるというのは最近ないわけですね。いわゆる何億円もの基金が、すぐになくなるということはないわけですよ。少なくとも数年は、この基金残高で私は十分もつのではないかと、そういうふうに思うんですが、基金として持たなければならないという、この基準と見通しについてお伺いします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、医療費のことで報告いただきましたけれども、現在、一般の療養費で大体9,000万円から1億円ぐらいの1カ月の支払金額になっております。これが月によっては大体3,000万円ぐらい前月と動きます。それぐらい医療費については動くということでございまして、本当にインフルエンザの予防とか、それから胃腸風邪がことしはやりましたので、本当にびっくりするぐらいの医療費が、もう3,000万円、4,000万円変わってくるということでもありますので、ここの部分については一定基金が必要かなというように思っております。そのように大変医療費については、老人医療も含めてなんですけれども、変動するというごはご理解いただきたいというように思います。

それと、もう1点目の基金の基準等についてなんですけれども、過去には大体国保の財政規模にに応じて、何%とかいうことを言われておりましたけれども、現在では、大体医療費の一般給付費の2カ月分から3カ月分ということで基準にいたしております。したがって、今の支払金額が、多い月では1億2,000万円ぐらい支払いますので、それが2カ月分になると2億4,000万円、現在、平成18年度に7,000万円崩しまして、19年度の今回の補正予算によって、9,200万円ぐらいの基金の取り崩し額になります。そのあとの基金の残額というのが、2億5,000万円ぐらいになりますので、そうしますと先ほど申し上げましたように、2カ月分相当額になるということがございますので、このあたりがもうこれ以上下回ると、そういった突発的なインフルエンザの大流行等々によって、赤字の決算を打たなければならないというようなことから、実際に今思っておりますのは、先ほど言いました一般給付費の2カ月分から3カ月分ということの2カ月しか、しかと言うたら申しわけないですけども、2カ月分程度という残になってまいりましたので、20年度については特に基金から取り崩しをしなくてもいいという方向で、今回提案をさせていただいたところでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） いわゆる月の医療費がどう変わるかということじゃなくて、年間の医療費がどうなるかということですよ。だから冬に風邪がはやるというのは、毎年はやるわけですよ。そら夏より冬が医療費が上がるというのは当然上がります。

先ほど言われましたが、3,000万円というふうに言われましたが、2カ月で6,000万円ということがありますが、当然、ふえた医療費を全額、国保会計で持つわけではないわけですね。国から入ってくるわけですね、医療費かふえれば。さらにそういうことから見ても、こ

の2億円がすぐになくなるような大流行の場合は、これは町が支えなければならない状態じゃなくて、国が支えなければならないような事態ですよ。通常の風邪がはやるとか、そんなレベルではないですね。そういう点を考えると、町としてその期間、支えなければならない基金というのは、厚生労働省が2から3カ月というふうに言われてるのは知ってますが、現実には最近の動向を見てますと、そんな一遍に2億円の基金がなくなるといふことがあり得ないと、最近はですよ。昔は風邪がはやれば物すごい薬、そういうのを打たなければならないので、それは金額が高かったわけですが、今それは打てないと、抵抗力がなくなるからということで、風邪ぐらいでは打てないということで、風邪がはやっても医療費がふえる率は、昔に比べて非常に少なくなっているわけですよ、上がるのは当然ですけど。

そういうことを考えても、今回のこういう事態の中で基金の繰り入れを、ほぼゼロにするということは、これはやっぱり見直すべきではないかと。こういうことも含めて6月議会に再度、それは提案をしていただきたいというふうに考えますが、もう一度町長、この点も含めてお聞きします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） いろんなことを総合的に考えて、慎重に見直したいというふうに思います。結論を出したいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） それから後期高齢者の支援分が、今回また加わったということで、先ほどの後期高齢者の事務も大変ですけども、この分についても国保の事務はふえるのではないかと。別々にこれは積算していくわけですね。介護保険がふえて、多分ふえたいと思いますし、今回またふえて3つの項目の積算をされるということですね。そしてその徴収の事務をするということですから、これはこれでまた事務がふえるということになってくると思いますが、これについても先ほどと同じような形で、町が負担しなければならないことになるのかどうか、その辺の見通しがわかっていたら、お聞きしたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 確かに今、野村議員さんがご指摘のとおり、今まで医療分と介護分の2本立てが3本立てになりますので、そういったことをきちっと金額的にも整理していかなければならないということがございます。

けれども今はシステムの関係で、一定、電算管理ができますので、そのあたりはとんでもない事務的に大きな費用が要するというのを想定はしておりません。今までから医療分の中に拠出金分としていただいて、そして区分して拠出をしておりましたので、そのあたりはそんなにはかからないというふうに思います。

今回1つ提案させてもらった分で、きちんとお伝えできてなかった部分があるかもわかりませんが、そのあたりが今までは言いましたように、医療分と介護分と2本立てだったんですけども、4月から3本立てになって、新たな後期高齢者支援金として制度を制定することがございます。税率については町長が言いましたように、6月の見直しは医療分と介護分だけでありましたら、税率の見直しというのは今まで過去からしておったんですけども、この後期高齢者支援分というのは、新たな制度ということがありますので、これは4月までの制度を新年

度に入るまでに、後期高齢者支援金分は必ず議会の方に提案して、そして審議を受けなければならぬということがございますので、そういったこともあわせて、総合的に考えて税率の見直しと、それから後期高齢者の支援金分を新たに出させてくださいと。このようなことから今回出させてもらったということの、1つの大きな項目ではございます。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。
勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） すみません。野村議員さんから大分質問があったんですけども、まず1つは、今の野村議員さんの答弁の中に、いわゆるレセプトの広域管理と言いますか、広域連合が管理をするというお話がございましたね。このことが若干、私は気になるんですけど、それで町の今まで世帯の健康管理をレセプトでしていたと、保健師さんが見ていたと。この体制は今後はどういうようになりますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） このレセプトについては先ほど申し上げましたように、広域連合がすべて管理をします。そのデータ等については、どういう方向になるということを明確には聞いておりませんが、そのあたり国保なんかの例を見ても、月をピックアップして、そしてその町の例えば脳血管性疾患の方が多いですとか、年齢層で、こういった年齢層については、こういう疾患が多いとかというようなデータというのは、かなり帳票がつくれます。そういった中で、一定動向としては見ることができます。しかしながら個人個人、一人一人のレセプトが町の方にございませんので、そのあたりについては心配な面がございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それと私は野村議員さんとは若干見方が違っていて、税率改正は高い方にあると、こういうふうにいるんですけど、これは上がると。この1つの背景は、先ほども説明がありましたが、いわゆる基金が課長の頭の中の数字では、予想以上に減ってきてると、このことは私はあるのではないかなということが1点と、所得が、これまた予想以上に19年は下がっていると、そういうことで私は税率改正があるのではないかと心配しているんですけど、お尋ねしたいのは、いわゆる激変緩和措置の特例世帯の関係ですね。この関係について、いわゆる半額になるということになってるわけですけども、5年間、こここのところの説明を、もう少しちょっとお願いできませんか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今ご質問の2人の世帯で、そして1人の方が後期高齢者医療制度に変わられたような場合については、世帯割分を2分の1にするという制度がございます。これは5年間の特例措置ということになっておりまして、あくまでもこれは2人の世帯が1人になったということが原則ですので、5人おられて、その中のお一人が75歳以上に行かれて、その方については世帯割が半額ということにはなりません。あくまでも2人世帯が1人になるというケースです。

これはなぜかと言いますと、説明の中でも申し上げておりましたけれども、実際、国民健康保険では均等割と平等割と資産割と、それから所得割と4つの項目の中で、世帯にかかる世帯割の部分があります。世帯割の部分があって、今度、後期高齢者の方に行きますと、所得割と均等割

と2つの項目しかございません、後期高齢者の場合については、国の方の考えでは、この均等割の中に一部分は世帯割の部分も入りますよという見方をしておりますので、国保で今まで一緒におったら世帯割としては1つなんですけども、分かれたところによって、ここも1.0の世帯割をかけ、後期高齢者の方も1.0の世帯割をかけると、重複で世帯割をもらうこととなりますよという見方です。ですから、そういった方のお家については、残った国保の方の半分を減額すると、このような特例世帯ということで、5年間この世帯については、均等割部分を半額にしますよという規定です。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけ質問をして終わりたいと思いますが、今度、後期高齢者支援分がふえたということにはなるんですが、そのかわりにいわゆる高齢者の拠出金が、この部分がマイナスになるということなんです、この差し引き関係はどういうことに、20年度の場合はなるというふうに理解したらよろしいんですか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今までこの後期高齢者の拠出金ということで、国保会計から拠出をしておりましたけれども、今度は後期高齢者の支援金という格好で、明確に出どころが変わるということでございます。金額的なことを見ておりましたら、19年度と20年度の新たな拠出金と見比べてみますと、あまり変わらないというような状況でございます。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第15号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。

ただいま40分でございますので、55分まで休憩をします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時55分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4 議案第16号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第16号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第16号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第5 議案第17号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第17号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第17号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第6 議案第18号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) それでは、ただいまの福祉医療の関係について質問をしたいと思います。この提案理由を読みますと、何か関係があるような、ないように思えるんですけども、今回、いわゆる父子家庭において2歳、これによって自己負担の見直しになるということになるわけで

すが、ここに来た背景というのをちょっとお願いできませんか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今回の福祉医療の改正についての経過でございますけれども、今回改正させていただきませんが、18歳から20歳までの学校に行かれています方。大学でありますとか、盲学校、聾学校、専修大学に行かれた方についてを、その分を今の母子、父子の福祉医療から外させていただくというものでございます。

現在、高齢者の医療分なり、それから若者の国保、社会保険等々についても、いろんな制度改革が行われている中、この与謝野町では20歳まで拡大して対象とさせていただいておりましたけれども、京都府の制度では18歳までの母子に限りということになってございます。それを与謝野町については、父子の方についても同じような体制をとらせていただいております。

このように与謝野町の財政規模なり、今後の長期的なスタンスから考えますと、そういった部分のほかではやっていない部分については、一定見直しをさせていただきたいということがございます。ちょっと説明にならなかったかわかりませんが、与謝野町については相当拡大されている部分を、少しカットさせていただくということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） きょうまで母子家庭にしましても、父子家庭にしましても、それぞれ一定のハンディがある中で暮らしを守っていく。しかし何とか子供たちが健やか育って、また次に社会に飛び出して巣立っていただく、そういった意味でこのことが設けられたと思うんですが、まずこの点で今回下げられる。一体所得の状況というのは、今課長の方では父子家庭、母子家庭等について、どのくらいの所得がこういった世帯はあるというふうに認識されてますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今回その対象になるお家についてなんですが、合計額で40名の方が対象になるというようになっていると思っています。子供さんと、それから親がおりますので、子供さんが30人に対して、お父さん、お母さんが10名ということで、合計40名程度が、今回制度から外させていただく人数になってくるというように理解をしております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 人数はそういうことなんだろうが、所得ですね。いわゆる一般世帯と比べて、こういう世帯はどういうふうな所得ということで、把握をされていますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 所得要件については、京都府が設けてます所得と同じようにしております。したがって、お1人の場合については所得金額が621万円以下の方については、対象になるというような大変高いところに基準が設けられております。議員さんについては、その実際の対象になる人の個人を見て、その方の所得等についてはどうかというようなご指摘もわかりませんが、それぞれ中には今言いました所得金額が621万円以下ということになっておりますので、そういったことから言えば、かなり受けていただいた方についても、ばらつきがあるということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私は今回の改正は、やっぱりあんまり反対の出ないところということで、ここ

をやられたなど、こういう私はこういう受けとめ方をしております、ちょっと残念だなというように思っておりますが、一般世帯と比べて相当、そら母子世帯にしても父子世帯にハンディがあるということは、私は所得等もこれは担当課では把握されてるというふうに思っております、今回こういう格好になったと思うんですが、京都府は京都府としながら、ここでは今の与謝野町の所得は京都府下でも最下位に近いと、こういうふうに言われておりました、その中から母子家庭や父子家庭があるということで、ぜひ今後のそういった施策の展開を図っていただくときに、ぜひそういう認識を十分持っていただかんと、どうも私には数も少ないし、まあもう今の時代はこれでええんと違うかというふうに、私はこのことがされたような気がするんですけど、町長、そこはどのように思っておられますか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 単なるそういう理由だけではないし、もう18歳、20歳ということになってきますと、今、健保の方でも18歳ぐらいから、もういろいろと論議がされておりますように、一定のそういう昔の18歳と、大分変わってきておるのではないかなというふうに思っております。そうしたこともですし、町内には確かに父子家庭、母子家庭が多いですけども、それ以上に厳しい方も大勢おいでだというような中で、一定のそうした見直しをかせらせていただいたということでございます。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第18号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立多数であります。

よって、議案第18号 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第19号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議 長（糸井満雄） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第19号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第20号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) 葬祭費の関係については、特に支障はないんですけども、先ほどもちょっとお尋ねをしました、いわゆる特定健診ですね、健康診査、このことについてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

と言いますのは、先ほどもちょっと申しましたが、国保連合会はこのことに対して非常に厳しいと言いますが、そういう通知を出していらっしゃる。この加算、減算という措置がある限り、この仕掛けがある限り、これは国保でやるというのは難しいんじゃないかというふうにおっしゃってるわけです。それで本来なら国保だけでやるんであったら、加算、減算ということでもわかるんですけども、一般の人を巻き込んでこれをやるということで、この加算、減算があると、本来の加算、減算に力がいかないと、こういうふうに連合会は指摘をしておりますけれども、そこは課長、どうですか。

議長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) この健診の指導の関係については、今恐らくご指摘されたのは加算、減算ということがあります。これはこの国民健康保険加入者で、一定指導的な状態になった方の指導方法によっては、これが10%を限度に老人保健の後期高齢者の拠出金が10%加算されたり、また、そういった指導がきちっとされている方については、10%減額されたりするようなことがございます。

これは与謝野町の20年度予算の中でもご審議いただいたらいいんですが、3億2,000万円ぐらいの拠出金になっておりますので、10%になりますと3,000万円からの金額が上がったり、下がったりするというような大きな金額です。そのあたりなんですけれども、言いましたように1人の保健師を国保できちっと抱えて、そして指導をしていくということになります、国保の方については、ただし、後期高齢者の方、また社会保険の扶養の方については、健診については同じところでやっていただくんですけども、その指導については、それぞれの被保険者が行うということでございますので、社会保険の扶養の方については、加入している社会保険のところが、近くの医療機関に依頼されたりするようなことがありますし、また、後期高齢者の方についてはきちっと指導というんじゃなしに、一定、医療機関にかかっておられる方については、

お医者さんの指導になるということをごさいますて、あくまでも町が責任を持ってやらなければならない、また、ペナルティーの対象になるということになりますと、国民健康保険加入の方だけということになります。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） そのところはよくわかるんです。ただ、国保連合会も全国組織を通じて、相当このことは、きついことをおっしゃるとい認識をしてるんですわ。厚生労働省は予定どおりということになると思うんですけど、保健師を国保にある程度、今度の場合は1名というふうに課長に聞きましたけども、さらに医務を移管しておく、こういうことは必要ありませんか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この部分については、ことし新たな制度として健診業務をやります。そういった中で、どれくらいそういった指導をしていかならん、また、保健師がかかわっていかならん部分というのがまだ見えてきませんので、実質、その健診が終わった後について、この課の中で十分議論をしたり、また庁内全体で、議論をしていかなければならないというように思っております。

少し健診が、ことし8月の末から9月の中旬にかけて20日間程度やるんですけども、そのあたりになれば大体、対象者がはつきりしてくるんじゃないかなというように思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 大体お考えはわかりましたので、ひとつ加算、減算の措置について、こういったことで連合会の方向がはつきりと現時点で出されているということで、その辺に遺漏がないように、ひとつ十分に取り組んでいただきたいということで、終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第20号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第21号 与謝野町介護保険条例の一部改正する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議長（糸井満雄） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第21号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第21号 与謝野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、
原案のとおり可決されました。
次に、日程第10 議案第22号 与謝野町一般廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議
題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第22号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第22号 与謝野町一般廃棄物処理施設条例の一部改正については、原案のと
おり可決されました。
次に、日程第11 議案第23号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者
の指定についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第23号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第23号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第24号 与謝野町障害者就労継続施設支援施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第24号 与謝野町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第25号 与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは第25号の点について、質問をさせていただきたいと思っています。

言いたい点といいます、お尋ねしたい点は1点です。まず結論から言いますと、リフレかやの里との関連でケーキ工房ができたということをご承知のとおりです。それと同時に、一番売りにしてきたハーブですね、ここを結論から言うと、どういう形で位置づけるのかという点が、まだ私自身十分納得ができないので、確認をしたいというように思っています。

ご存じのようにリフレかやの施設も、第1条で設置の目的を、きちっと位置づけをしておられます。それからケーキ工房の施設設置についても、第1条で同等ではないんですが、いわゆる庁内の地域農産物の活用の問題をうたってきちっとしています。

そこで委員会で申し上げたわけですが、リフレかやの施設はご存じのように、ハーブを売りにしてやってきたと。十分とは言えませんが、むしろ後退があるというふうに思っていますけども、その点でどうも一方的な断定的な言い方になりますが、ハーブはもうからない、だからどんどん軽視されてきたというのが、非常にひどい言い方ですが実感なんです。

この点で今回の指定管理者をされたわけですが、担当課としては、この点はどのように現在考えているかという点をお伺いしたいと思っています。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 担当課はたくさんございまして、指定管理は総務課になりますし、今回、パン工房として開設をしていただくに当たりましては、福祉課の方とも協議をして進めてまいっておりますが、ただいまご質問のリフレかやの里本体なり、それからいわゆるケーキ工房については、農林課の所管施設としてございますので、私の方からご答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

常任委員会でも同様のご意見をちょうだいしたところでございますが、ケーキ工房につきましては、これまでリフレかやの里の指定管理施設の一部として、株式会社リフレッシュ丹後にお世話になってしております。こういう中で必ずしもケーキ工房の施設全体が、有効に活用できていたかと言えば、必ずしもそうではなかったように思っております。

そこで今回、パン工房を新たにそこでお世話になることによって、いろいろな面で有効な施設の活用につながるというように思っております、そういう部分で、こういうご提案をさせていただいているつもりでございます。

ご指摘のようにハーブで、旧町時代から何回かイベントもされて、住民を挙げてのハーブを核にしたまちづくりということで進めてこられまして、現在、正直に申し上げまして、なかなかそれがその時期と同様に、今ハーブが売りに出せているかと言えば、不十分な部分も確かにあるかと思えます。しかし、これをなくしてしまうということではなくて、今後もケーキやパンなどに、そういったものも活用して、またハーブ以外もものも活用していただいて、農業振興にも大きく寄与していただけるような、そういう事業運営を、今後もお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 基本的なスタンスはわかりまして、軽視はせず、それはそれなりに位置づけをしてやっていきたいということです。私は結論から言いますと、もうからなければどんどん変えたらええというのは、いかがなものかということが言いたかったんです。私はそこがまず第一にあるという考え方自身が、非常に短絡的ではないかと。採算主義を幾ら強調しても、今ははやりのようなですけども、そうでなくてやはり設置目的の趣旨をしっかりと踏まえて、その上でもうからんより、もうかった方がいわけですから、僕はもうかるなということを言ってるんじゃないんですよ。もうかる努力はしなけりゃいけないけども、設置目的をきちっと貫いてほしいということです。

もちろん、これを成功させていく上では非常に重要だと思うのは、やっぱり関係者の皆さんの声をひとつは聞くということですね。このことで地域の関係者、地域の合意形成を進めるということが大事ですし、それからもう1つは先ほど冒頭に言いましたように、リフレかやの里の施設周辺と整合性を持ってやっぱり進めてほしいということのように思うんです。その点での課長のお考えを、お聞かせ願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 今回、これまで株式会社リフレッシュ丹後にお世話になってきました、いわゆる

ケーキ工場の施設の事業運営につきまして分離して、よさのうみ福祉会さんにケーキ工房についてはパン工房として指定管理をお世話になるということで、分けていくということにはなりませんけれども、この施設全体の設置目的からしまして、また、全体の活用目的からしまして、リフレかやの里とケーキ工房と、事業運営を指定管理上は分けることとなりますけれども、これについては双方、お互いに相乗効果が上がるように、これからもよろしくお愿いしたいということで、よさのうみ福祉会さん側も、それからリフレの役員会側もお互いに提携してやっていこうということは、確認をさせていただいております。

例えばリフレの朝食にそのパンを使っていたとか、そういうことも十分可能性としてはあるわけですので、そういう連携は今後もしていただけるだろうというふうに思っております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

赤松議員。

10 番（赤松孝一） 私も議案第25号に関しまして、伊藤議員と同じようなことを質問するかもわかりませんが、よろしくお愿いいたします。

あそこはきょうまではケーキ工場のヴァニーユさんが、リフレさんに賃借料を払われて、あそこを利用して経営をされたという中で、今回、パン工房になるということですが、となると指導者が、わかりやすくもう皆さんはご存じなんで屋号を出しますと、ヴァニーユさんが教えられると。となると、あそこで製造され、販売されていたケーキの方はどうなるのか。ただ、そのヴァニーユさん自身はもうただの指導者であって、あそこできょうまでのようにケーキを製造して、販売できないのか。その辺のすみ分けは、どういうふうにまづなっているのか、基本的なこととしてお尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

これまでケーキ工場の運営につきましては、実質、今おっしゃいましたヴァニーユのお世話になってきた経過がございます。今回パン工房として、よさのうみ福祉会さんに指定管理を世話になることになるわけですが、現場においては、の方もケーキ製造の拠点に今後もしていきたいというご意向もございますし、それからパンづくりにノウハウを提供していただくことも思っておりますので、ケーキづくりをしながら、パン工房として共存してやっていただく形になるかというふうに思っております。

ただ、玄関のところでケーキを店頭販売しておられた部分については、それは4月以降は廃止されて、別の場所での販売の方に専念をされる。ただ製造拠点としては、今後もお使いになるという形で、お互いに連携をしてやっていただく相談ですと進めてきておりますので、4月以降もそのまま使っていただくということになっております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10 番（赤松孝一） ちょっと、もう一度同じようなことを質問して恐縮なんですけども、ということは、与謝野町から指定管理者として、あの場所を運営されるよさのうみ福祉会さんにパンを教えることによって、その指導料として、そのかわりにその場所に無料でケーキをつくる拠点として、おってもいいんですよということになるんだらうと思うんですが、きょうまでいわゆる建物とか、

いろんな道具とか、そういったものを全部これは町の方で、あるいはリフレの方で用意したものだと思うんですが、となると代表者の　　は、いわゆる無償であそこの場所をケーキづくり拠点として、販売は今までどおりの別の場所で、販売を　　するというふうになると。そのかわり無償だけれども、パンを教えることの指導料として、いわゆる何らかの対価をしていると、こういうふうに理解をしたらいいのか、ちょっと非常に難しいので、もう一度お願いいたします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） ケーキ工房でこれまでお世話になってきておりましたヴァニーユさんについては、リフレの建設当初からいろいろとご無理を申し上げながら、運営にご協力いただいていた経過がございます。今回、パン工房を計画するに当たりましては、施設の有効利用ということもあり、それから、むしろ　　の方から、このような形のパン工房の開設についてのお話を、むしろいただいたものでございまして、引き続きこれまで同様に、入っていただくことを前提に進めてまいっております。

今回の指定管理者は、よさのうみ福祉会さんにお世話になりますので、　　については、そのいわゆる傘下に入っていて、一緒にやっていただくという形になるというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ちょっと何もしないことを聞いているわけじゃないんで、今こうされることを、どうこう非難しようとかいうんじゃないし、ちょっとわからないんでもっと聞くんですけども、ということは今の課長の答弁によりまして、傘下に入っていていただくということは、　　に、このよさのうみ福祉会の一員として、そこで作業をされるただ一人の人だということになるわけですが、そこでつくったケーキが、またよその場所で販売をされるというふうな営業も兼ねられるということで、いわゆるよさのうみ福祉会の中の組織の中に、パンづくりとケーキづくりがあると。ところがケーキづくりの方は、これは個人で使用されたらいいんですよ。そのかわり無償でユースを教えてくださいと、こういうふうなことになるんでしょうか。ちょっとわかりにくいんで、質問するんですけど。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） ちょっとややこしいんですけども、4月以降はケーキづくりとパンづくりが並行して行われるということですし、同時にパンづくりの方に対して、小西さんの方のノウハウも提供していただくということにもなっております。

一応、指定管理はよさのうみ福祉会にお世話になりまして、よさのうみ福祉会さんととの間で、一部、業務委託契約みたいな形のものを結んでいただいて、経理についてはケーキはケーキ、パンはパンで、伝票で仕分けをされて分けられるものと思っておりますけれども、あくまで指定管理者はよさのうみ福祉会にお世話になりますので、そちらの方から収支決算を上げていただく際には、パンもケーキも含めたものが上がってくると、その施設全体の売り上げとして、ご報告をいただくことになるものと思っております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ちょっとわからないんで聞くんですが、何度も同じことを。福祉会の傘下という言葉から、今度は福祉会と業務委託を　　が契約されると。したがって、おのおのの収支も

おのおの別なんだと。ところが収支決算は、パンもケーキも含めた形で町の方に上がってくると。ちょっと私は、どういう業態になるのか、課長の頭の中では整理されておるんでしょうけども、ちょっとこの言うとの意味がわからないんですけど。えらい何遍もで悪いんですけど、ちょっとその意味が。パンとケーキとがばらばらで、収支決算だったらわかるんですけど、一緒になって町の方に収支決算される。しかしお互いの利益は別々ですわね、当然。なおかつ、この福祉会の傘下に入られるために、
は福祉会と業務委託契約を結ばれると。その辺のところ、僕だけですかね、わかりんのが。わかりますか、みな。わからん。ちょっとわからないんですけど、どうもイメージーションができないんですけども、どういうことをされるんだ、ちょっと教えていただけますか。図でもよろしい、休憩時間をとって書いてもらって、こうしてこうなると矢印でもよろしいし、意味が通じりゃせんで、そんなことは何のことか、お願いします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 本来は、よさのうみ福祉会さんに、きちっともうお世話になって、そこだけというのが、本来の指定管理の形だと思んですけども、
ご自身も、これまであそこの施設を発足当時からずっとお世話になってきておりますので、引き続きそこで業務展開していただけるような形も残していくべきだろうという思いの中で、こういう協議を進めていた経過がございます。

これまで
と、よさのうみ福祉会さんと、町と三者で協議を進めながら、いろんな形をご相談をしてきておりました、
の方は指定管理上は表に出てこない形にはなりますけれども、施設の中では一緒に連携して、やっていただくということが前提で進めてまいってきたので、
は個人ですから、本人には指定管理者ができないということもございまして、このような形にさせていただいたものでございます。少しちょっと説明が非常に難しいんですけども、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） まことに恐縮です、何度も。あそこはもともと
が、ずっとされたと言われるんですけど、私が知ってく範囲は最初はリフレが直営で、
だとか、いろんな加悦の方の若い人たちを使って、従業員として直営をやっておられました、私の知ってる範囲は。その後、その若い子らが、もうこんなところでは魅力がないということで、やめていったもんですから、空になっちゃって、そこでたまたま
に、家賃で使われませんかということになったんですが、あそこに現に僕もたまに行きましたので、知ってる範囲で、そうと違います。だから途中から、あそこを1万円か2万円の安い家賃で利用して、だからリフレは家賃収入になって賃貸料になったわけですね、リフレは。直営であった部分が、それで
がされておって。

だからそんな経過はいいんですけど、ただ今回は、もう
は家賃を払わなくてもいいわけでしょう、どこにも。リフレはきょうまであそこの家賃収入があったのが、なくなるわけですね。ところが、福祉会が受けられるのもいいんですよ。その福祉会と
とのいわゆる立場とか利益の分配とか、そういうものが全く見えてこないの、だからお互いはお互いで別々に営業されるわけでしょう、ケーキはケーキ、パンはパンで。だけど町に上がってくる収支決算は1本なんでしょう。その辺か言うとの意味が、どうもちょっと私はどういうことをされるのか、どんな営業なんかということが全くもうわからないんで、しつこう同じことを聞くのもうやめま

すけど、もう結局、僕はわかりませんので、言うておられる意味が。

もともと私が知ってる範囲は、あそこはリフレが直轄で、直営で、若い人をとりあえず3人入れてやってこられたと。やっとなことも知ってますし、どこの方かも。ところがその子らは、もうこんなところでは魅力がないということでやめて、理由は別にしてやめられてよそに行かれたと。その後、しばらくしてからケーキ屋さんがあそこを借りて、1万円か2万円の家賃を払われて利用されて、それをお互いにやっておられるというのが現状だったと、この認識は違いますか。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 経過としまして私が認識させていただいておりますのは、 におかれましてはリフレの開設当時から、かかわってきていただいているというふうにお聞きをしております。

その後で、リフレの新人の従業員さんを研修させてほしいということで、 の方がその研修も請け負って、教えられた経過もあるということでしたので、今おっしゃいますような順序ではなくて、 が当初からかかわって入っておられたように聞いております。私は聞いておるのは、そういう経過でお聞きしております。

- 10番（赤松孝一） もうそんならよろしいです。ちょっと私は結局、意味がつかめないんですけども、現状認識もちょっと課長と違うんですけど、あまりそれを論点でどうこうという問題でもないんで、よろしいです。やめます。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

- 9番（井田義之） 今、赤松議員の質問の中で、私もちょっとわからんようになってきたと言うのか、私がちょっと聞いておりましたのは、 の指導を受けて共同経営でやると。それでパンの収入とケーキの収入があるけれども、それは1本でちゃんとあれだと。そやから は、言うたらよさのうみ福祉会に指導される立場だというふうに、私は理解しておりました。

ところが今の課長の答弁では、結局、共同経営者だというようなことになってきたんですね。それで、この中でも結局、人件費とか云々とかいうのが、去年の18年度の実績で出てるわけですけども、この実績は実績として、今後のパンが幾らで、ケーキが幾らでというようなことも言われとったと思うんですけども、その数字。そして事業費の総合計は何ぼになるのか、その点について、再度、ちょっと説明してください。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） この施設の中に双方お入りいただくことになりますので、かかる共通の経費、電気代ですとか、水道代等については、これは双方で話し合いを持たれて負担割合を決めて、双方が負担をされるというふうにお聞きをしております。

それからパンとケーキの売り上げについては、事業収入で1,750万円を見込んで収支計画をいただいております。そのほか指定管理料24万円を予定しております。その他6万円、計上1,780万円の収支計画書を上げていただいております。これに対して人件費、それから事務費、それから原材料費、これらを見込まれまして支出合計も1,780万円、そういった形で収支計画書はいただいているところでございます。

パンとケーキの内訳につきましては、ちょっと今すぐ出てまいりませんので、ご容赦いただき

たいと思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） パンとケーキですけれども、実質的には18年度でケーキの売り上げが562万円、それから結局この間聞いた数字、私が控えとるんではケーキが580万円、それからパンが250万円というふうに聞いたというのか、控えとる。それで1,780万円というのも一緒です。

そこは先ほど赤松議員が言われたように、1つの世帯でやられるために博さんに、いわゆるよさのうみ福祉会に委託管理をされると。経営者が2人もおるところに、経営者が2人というのが赤松議員に対する答弁ですし、今でもそういう格好で共同経営だというような感じですね。そういうのが、指定管理者としていいのかどうか。それで結局、指定管理として、またこれは農林の関係で24万円の浄化槽の点検保守料については、これはもうずっとこの指定管理が続く限り見ていこうという格好で見させてもらうわけですね、ここで。

陰に隠れた経営者がおると。それで、そうであればやはり指定管理が2人になっておると。それで電気代もすべての経費については2人で分けられる。人件費についても、一応1,160万円ほどの見積もりができておるんだと思うんですけども、それについてもこの中で

の手取り、それからよさのうみ福祉会が人件費として入る分というような格好で、二重経理が行われるわけですね。

要はこの指定管理者に、1人の名前で指定管理ということになっておって、2人の経営者がおられるという状態は、指定管理制度に合うのかどうか、今後もそういう方向もあるのか、その点をちょっと明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 指定管理者制度につきましては、個人には指定管理できません。それで団体、法人等でございますので、今、よさのうみ福祉会に指定管理ということで委託をしております。

それで、先ほど農林課長も、途中からちょっとごっちゃになっとなんですけど、福祉会に指定管理者を私とこはします。福祉会と個人の方とが、その委託と言いますか、一部委託と言いますか、されますので、それは適当であろうというふうに思います。

実質、今言われたような2人で経営するんじゃないかというふうなことの話ですけども、あくまでも私とこは福祉会の方に指定管理をしておりますので、そこが丸投げで他の団体にされるということは、これはいけませんけれども、その部分の一部、指導も込んでものそういう協力と言いますか、委託契約と言いますか、結ばれてされることについては、町の方は差し支えないというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私も今総務課長が言われたように、一応よさのうみ福祉会があって、そこに

は指導に入られるだけと。指導料についてどうこうというのは、我々の関知するところではないというふうに思うとったわけですね。ところが、今の共同経営者みたいないわゆる感じになってくると、これは全然違うんですね。指導だけするんならいいんですけども、もう何もかも形態が別になってしまうわけやね。パン部門についてはここ、ケーキ部門についてはここという2人の経営者がおるといった状態になったような答弁が出てきとるんで、これについてはやっぱり

一定の整理をしていただく必要があらへんかなという気がしておるということで、申し上げております。

そうせんと、行政の方の答弁も、いわゆる今の総務課長の答弁と、農林課長の言っておるのと、ちょっとずれとるような気がしてならんのですね。やっぱりその辺をしっかりと指定管理者制度に乗せて、今後については今総務課長が言われたように、もう1人方というのか、もう1つのとこにするんだと。その中で、いろいろなルールがあっても、これはやむを得ん部分が、施設によっていろいろあれはあろうと思うんですけども、今の段階では結局、共同経営者、2人の方に、名前はよさのうみ福祉会だけれども、2人の方に委託をしておるといような感じに受け取れますので、ちょっと一定の整理をお願いしたいなというふうに思います。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 私の方がちょっとあいまいな答弁をさせていただきましたので、あれだったんですけども、総務課長が今答弁させていただきましたように、町が指定をしますのはよさのうみ福祉会さんですので、それが指定管理をお世話になるということには違いありません。したがって、2つの経営者がおられるということではなくて、経営はよさのうみ福祉会さんにお世話になって、よさのうみ福祉会さんが一部業務提携をされると、業務契約を結ばれて委託をされる、こういう形ですので、2人に指定管理をするということではなくて、1本にさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 赤松議員じゃないけど、何かわからんようなところがいっぱいあります。2つのところでパンの売り上げが何ぼ、ケーキの売り上げが何ぼ。そしてパンの売り上げについて私のもんだ、ケーキの売り上げについてはあなたのもんだという感じがどうしてもあるんで、その辺のとはちょっと納得できません。

それと24万円の保守点検料ですけれども、その委託をされる中で、この分だけはどうしても町が見なければならぬ、毎年。この内容によっては24万円は、もうみてもろてもいいん違うんかなというような気もせんではないんですけども、その点についてはどういうあれで、これずっと未来永劫みていくというのか、そういう感じになっておるのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 24万円につきましては、これまでリフレ本体に指定管理をお世話になってきておりました指定管理料194万円の中に、この23万円が含まれて、リフレの方からケーキ工房の浄化槽の維持管理で24万円でお世話になってきた経過がございます。

今回、指定管理を分離するというということに当たりまして、前提として公募せずに、よさのうみ福祉会さんと指定管理をお世話になるに当たりましては、このリフレ本体に対する194万円は170万円にさせていただいて、その24万円については、分離のケーキ工房の方の指定管理料に回させていただくことを前提に、話し合いを続けてきておりましたので、このような形は、そもそもの出発からそういう形でお話をして、形を整えてきたという経緯がございますので、これにつきましては、これまでの経過からして、やむを得ない措置ではないかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この24万円については、今回、21年3月までの一応契約になるわけですが、そこで1年たったら見直すということなのか、私がちょっと勝手に書いておるんかわからんのやけども、今後も毎年というような格好で書いておるわけですね。その状況を見ながら、やっぱり指定管理者については見直していくというようなことも、当然行わなければならないのと違うかなというふうに思うんですが、その考え方は今どうなっているのか、お伺いいたします。

議 長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 指定管理料の関係につきましては、ただいまの議案にかかわらず、全体的に減らすことも、ふやすことも柔軟にその時々を経営状況等を見ながら、判断をしていくことになるんじゃないかというふうに思っております。

9 番（井田義之） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） 手元に指定管理者についての詳しい資料を持ってないんで、私の誤解があるかもわかりませんが、先ほど総務課長のお答えの中で、いわゆる指定管理に託されると。その中からまた、どう言うんですかね、私個人的に判断すると、何か又貸しができるような、こういう表現はよくないと思いますけれども、そういうようなことも可能なようなことのように理解させてもらったんですけども、そんなことが可能かどうか、ちょっとその辺を確認したいと思うんですけど。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 又貸しということはできません。私とかが指定するのは、館なら館の全体の管理を団体に出します。その団体さんが、例えば館のトイレの掃除をだれかに出されるかもわかりませんが、それはできます。一部の部分はできますというところでございます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） それはわかるんですよ。たくさんのことというんじゃないし、今のケーキ工房でもそうですけども、ひとつの公の施設を使われて公の組織に託される、それはわかるんです。そして、個人ではだめだということをおっしゃいましたね。いわゆるその中で、託された中で個人の方がわずかなもんであっても、そういう仕事に使われるというようなことが、何か可能なような感じに、今お話いろいろと承ったたら、そんな感じを受けるんですけども、今の流れを聞いておられますと、そういうことはどうですか。ちょっとやっぱりきちっとされとかんことには、何かこのままスタートされるのはどうかなという思いで、ちょっと質問させていただきました。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 指定管理者を指定した団体さんが、例えば団体の構成員の方以外の方をお願いして、そういう先ほど申しましたトイレ掃除ならトイレ掃除というふうなことを、することも可能であるということでございます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） そんなようなことは、指定管理者のものに何かうたってありますから可能だと、そういうような趣旨のことが。その辺のがちょっと私は記憶にないので、ひとつお尋ねしたいな

と思うんですけども。

議長（糸井満雄） この件について、皆さんはまだほかに質疑ございますか。じゃあ一遍ここで休憩に入ります。

ちょうど12時でございますので、昼食休憩に入りまして、再開後、再び質疑を始めたいと思います。したがいましても小林議員につきましても、もし質問の内容がまだあるんでしたら、ちょっとまとめてきちっと質問をするように、まとめておいてください。

それでは、これで休憩に入ります。

（「議長、もう少し整理を休憩中にしてもらった方がええと思うんやけど」の声あり）

議長（糸井満雄） それで、理事者の方につきましては、その辺の見解の統一をしてもらうように、もう少しきちっとしておいてください。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後1時30分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その前に、午後、垣中教育長は辞令交付と業務の都合により欠席となりましたので、ご報告申し上げます。

それでは午前中の質疑の続きといたしまして、議案第25号の質疑を続けさせていただきます。まず、小林議員の質疑中でございますので、まず、答弁を求めます。

昼休み中にいろいろと整理をしてもらったと思いますので、まず、総務課長の方から指定管理者の委託のあり方等につきまして、答弁を求めます。

大下総務課長。

総務課長（大下 修） 私の方から指定管理者制度の一般論でございますが、対象先と、それから再委託についてお答えをさせていただきます。

指定管理者の委託先につきましては、法人やさまざまな団体ということでございまして、個人は対象外というふうになってございます。

それから業務の再委託の件でございます。指定管理者が事業運営上で必要な場合には、さらに他の事業者にも業務を委託することが可能ということでございます。ただし、業務を一括して第三者に委託することは不可能ということになってございます。

議長（糸井満雄） 続きまして、具体的な項目につきまして、浪江農林課長の方から答弁を求めます。

浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 午前中のご質問の中で、経過が少しあやふやな形で、ご答弁させていただいておった点があったかと思えます。その点につきまして、昼休みに関係者で過去の経緯を確認をさせていただきました。

リフレかやの里がオープンしましたのが平成10年10月、それから続いてケーキ工房がオープンしましたのが平成11年5月ということでございますから、約半年ぐらい先にケーキ工房がオープンしたという経過でございます。

リフレかやの里がオープンいたしまして、続いてケーキ工房を建設をしていくということに当たりまして、株式会社リフレッシュ丹後として、当時、ケーキ工房に新人従業員を配置するに当たって、そのノウハウを教えていただける先生として、ただいまケーキ工房をお世話になってお

ります方にリフレサイドから願いをされて、そのケーキ工房が開設をされた当時から、そういった形で新人従業員に研修をしていただいていた、そういう経過がございます。

その後、3年程度たちまして、リフレ自身の業績が好ましくないという状況の中で、ケーキ工房の従業員についても、引き続きその従業員を置いて運営をしていくということが、なかなか厳しい状況が生まれてきたということでございます。

したがいまして、従業員を置けないので、そのケーキ工房の運営がとまってしまうということから、リフレサイドの方から現在お世話になっております方に、この施設の設置目的に沿った運営をしていただけたらどうかという願いをして、ただいまの方が現在までかわりを持って、運営をしてきていただいたということでございます。

今回パン工房を設置して、今後の事業展開を考えていく中では、やはりそのノウハウを教えていただくいわゆる技術指導が、まず不可欠であるということがございます。したがいまして、これまでと同様にそこに残っていただいて、パン工房に対する技術支援、これをぜひお世話になって進めていただきたいというふうに思っております。

個人には指定管理ができませんので、よさのうみ福祉会にやっていただいて、後は共同経営をしていただくような形になるわけですけれども、今後、少しそういう形で様子を見させていただいて、後々どういう形がいいのか、それらについてはその経過を見ながら判断をしていくことになろうかというふうに思っておりますが、ただいまとところ現在のケーキ工房に入っておいでいただきます方のご支援、これを引き継ぎお世話にならないといけない、そこが一番重要な点ではないかなというふうに思っております。

以上、結果と今後の考え方につきましては、そのような思いを持っております。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 昼休みに私も家へ帰りまして、指定管理者制度のをちょっと見せていただきましたので、先ほど課長が申されましたように業務の再委託という形のことをはっきり書いてありましたので、これは私の知らなかったことで、申しわけございませんでした。

それから業務の再委託ということでございますが、トイレの掃除であるとか、そういういわゆる維持管理をされるためのことが主体かとは思いますが、1つの業務の中で、いわゆるビジネスに関係するようなことが、果たしてそれでいいのかなというような思いもしてはおるんでございますので、今、農林課長さんも申されましたように、お二方の経営というようなことのお考えのようでございますけれども、本当にいわゆる指定管理者に託するという形で、あとは再委託でなされるにしても、経営なりそういったような形のことをやはりきちっと、どうしたらいいかということを経後の検討課題として、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

森本議員。

1 4 番（森本敏軌） 今、農林課長の方から経過等について説明があったんですが、けさほどからの質疑等々、集約というんですか、ちょっとまとめたような感じになるかと思うんですが、今回、福祉会に指定管理でそういう管理を指定されると。そういう中でそうなると、ここの経営というのは、よさのうみ福祉会が経営されるということになるんですね、経営と言うか指定管理でやられ

ると。その中に小西さんは傘下に入られるというのか、共同でこれを営業というのか、障害者自立のためのパンの製造に対する指導をされて、パンもケーキも一緒につくられて。販売は、これはもういわゆる指定管理になるよさのうみ福祉会が、すべてもう売り上げというのか、そういう部分は、すべて指定管理のよさのうみ福祉会がもう一体で、それはされるということですね。売り上げというのは、分けて売り上げになるんですか。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 午前中のご答弁でも、現在お世話になっております方が、今度指定をさせていただきますよさのうみ福祉会の傘下に入るというふうな表現で、私も申し上げてしまったんですけども、一部これは誤解を招くような表現やったかというふうに思いますので、若干それは訂正させていただいて、一緒に事業運営をお世話になるというふうに、言いかえさせていただいたらというふうに思っております。町として指定管理を指定させていただくのは、よさのうみ福祉会でございます。

それと、現在お世話になっております方については、そこと連携して事業運営をお世話になるという中で、経理については、これは私どもの方がどうこうと言いますよりも、その双方で話し合いをされて、整理をさるべきところがあって、私どもの町の方が報告をお受けするのは、よさのうみ福祉会から町に対して、決算の報告をいただくということになると思います。

議長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） うちの委員会でも説明があって、井田議員の方からもちょっと数字的なこともあったんですが、パンで250万円、それからケーキで480万円ほど売り上げられて、1,780万円ほどですか、それに人件費が1,160万円ほどかかるという状況の中で、そうすると障害者の方がつくられたパン、それから小西さんが今までやっておられるケーキという、また同じ質問になるかと思うんですけども、分けて売り上げがされるというようなことになるのかどうか、お尋ねします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 売り上げとしましては当然区分けして、カウントされることになるだろうというふうに思います。

1 4 番（森本敏軌） もう一度おっしゃって、聞こえん。

農林課長（浪江 学） 売り上げとしては、ケーキとパンとはやはり分けて、双方どれだけ売り上げたかというところは、分けてカウントされるだろうというふうに思います。

議長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） そうすると、よさのうみ福祉会と と、その辺のことについても再委託が可能だということもありましたんで、その辺は と協議をされて按分と言いますか、そういったことでやっていかれると。収支については、一括して上がってくるということではないんですか。

それから福祉課長のちょっとお尋ねしますが、ここで大体何人ぐらい、そういった障害者の方々が取り組まれるのか、1点だけお尋ねしておきます。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まだ確定ということではございませんが、大体5名から7名前後ぐらい、ここで就業するという考え方でございます。

1 4 番（森本敏軌） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） 今問題になっています再委託の件について、私も質問いたします。

今回提案されているこの施設を、よさのうみ福祉会で指定管理をするということについては、何ら異議はないわけですが、その中身について、今後との関係がどうなのかということについて、そういうこともありますので、質問をさせていただきます。

先ほど総務課長が答弁されましたように、再委託はできるということですが、それは指定管理をしているその内容ですね、業務の内容を遂行するために必要なときに再委託ができる。いわゆる違う業者に、この部分の仕事、先ほど言われたトイレの清掃という範囲なのか。それとも今回のように、本来の業務とは違う業務にまでほかの方、個人も含めて、その指定管理者が独自の判断でそういうことができるという、そういう運営、条例になっているのか、そのところについてお聞きします。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 私の先ほどの答弁の言い方が悪かったかわからんですけども、再委託と言いましても、それは一括してはできないと、一部委託という言い方に変えさせていただきますけども、一部委託はできるということでございます。

その範囲についてはケースでいろいろございまして、例示されているのはいわゆる清掃のメンテや機械管理や、そういう特殊な技術と言いますか、そういうものについてはだめですという具体的な例示がされとるわけでして、どこからどこまでの範囲というのは、そのケースによっていろいろ違うというふうに思います。それでわかりやすい例としては、そういう例ですけれども、今回のようなケーキですか、パンですか、技術指導は再委託の方に入るのか、それとも一部委託かというふうなことについては、明確に答えが出ておりませんので、私どもの方としては一部委託というふうな解釈で、今回いけるというふうな考えを持って、指定管理者をよさのうみ福祉会ということで、委員会で決定をさせていただいたということでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） もう一度確認しますが、そういう一部委託にしる、指定管理者が自由にできると言いますか、今、非常に微妙な内容もあるということですが、どういう事業内容をどういう形で、ほかの団体なり個人なりに委託するということが、指定管理を受けた団体が自由に判断してやれるというふうに理解されているのか、そういう場合も含めて町がしっかり内容を判断して、町の判断基準に基づいて運営されるというふうに理解されているのか、この点についてはいかがですか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 当然、町の方が指定管理に出したとしても、その指定管理者の業務と言いますか、それについては実績を上げていただくような格好になっておりますし、その運営については、町

の方がしっかり監査していく必要があるというふうに考えております。これで任せっきりということではございません。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） こういう指定管理という形で国が新しくこういう制度をつくって、出さなければならぬということになったわけで、それに基づいて町でも取り組みをされているわけですが、心配されるのは今指摘しました指定管理者が、本来、町がその施設をつくり、そして町民に対してサービスなり何なりのそういう目的を持ってつくった。そういうことに基づいて運営されるかどうかということが、きちっと把握できるかどうか。内容がちゃんと把握できるかどうかということは、第三セクターと同じように非常に大事な中身だろうというふうに思っております。

先ほどの答弁でちゃんと、それはもうしっかりされるということだと思っておりますが、そういう意味では今提案されている一部の委託と判断されているようですが、それについても本来の業務、よさのうみ福祉会がパン工房を運営するのに、必要な形態だということを町が判断したというふうに理解したらいいわけですね。先ほどの何か聞いてますと、委託先が独自に判断されて、後で報告を聞くというふうにも受け取れるような答弁をされたと思っておりますが、町が判断をして、こういう管理内容でされると。ですから今後も必要があれば、町の指導に基づいて問題があれば変更されると。町が責任を持って、あくまでも全体のこの施設なら、この施設の趣旨に基づいて運営されるということで、理解していただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 先ほど来の農林課長からもありましたように、町と福祉会と、それからその個人の方ともお話をしておりますし、事前に話はさせていただいておりますし、当然、事業の計画書等も上がってきておりますので、それらを総合的に判断して、妥当ということで決定をさせていただきます。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第25号 与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第26号 大内峠一字観公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

次はありませんか。

多田議員。

1 2 番(多田正成) 一字観公園について質問をさせていただきます。

一般質問から関連しとるんですけども、指定管理者としての意義と言うのか、趣旨と言うのか、そこら辺がもう少し感じられないというあたりが常にありまして、今回のこの一字観公園を指定されるに当たって、当然、今までの地元の方が努力をされて、あそこまでの公園を管理していただいとる。その辺はよくわかりますけれども、この収入と支出の分ですけども、差し引きしますと56万7,000円程度の赤字になるわけですけども、それを指定されるのに地元とどういう話をされて、今回、指定管理者制度の料金を決められたのか、お尋ねいたします。

議長(糸井満雄) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) お答えいたします。

ご承知のとおり本施設につきましては、地元弓ノ木地区のたくさんの方にご協力をいただきまして、今日まで運営がされてきたものでございます。

とりわけ大内峠保勝会の方々、この地域のほとんどの方が入っておられまして、草刈り等につきましても積極的に取り組んでいただいております。

そういった中で、具体的にこの一字観公園、この施設自身を運営いただいております組織が、大内峠一字観公園運営委員会でございます。その運営委員会の方々と昨年、指定管理者制度が導入されるに当たりまして、この施設をぜひとも地域の力で運営していただきたいというようなことで調整をしてまいりました。

経過の中ではご承知かと思いますが、昨年、施設につきましては指定管理施設として条例改正を行っていただきまして、指定管理をしていただけるというような形で進んでおりましたけれども、やはりそれに当たりまして運営委員会としましては、その指定管理者制度のノウハウがまだわからないというようなことで、きょうに至ったわけでございます。その間、いろいろと勉強いただきまして、みずから汗をかき、損失が出れば自分たちでリスクを負ってやっていかならんのだというようなところまで勉強いただきまして、今回、委員長、堀口さんでございますが、名称は同じく一字観公園の管理運営委員会という形で、総勢12名の方が組織をされまして、また、みなし法人と言いますか、法人格にしていきたいと。みなしではございますが、今後はそういう組織づくりも考えていきながら、この公園を運営していきたいということを受けまして、私どもはその申請書を受けたものでございます。

ご質問の中身の指定管理料の考え方でございますが、ご承知のとおりこの施設につきましては、施設使用料として、きょうまで町が収入として入っておりました620万円余りの金額、それからこの施設には、一部、京都府が建ててくれましたトイレ等々がございますので、その管理委託料として京都府から150万円をいただいております、それにもろもろの物販販売を合わせまして約800万円の事業収入ということで入を計上してきております。あわせまして、支出につきましては850万円ということで、今ご指摘のとおり町からの持ち出しは60万円弱という金額で、きょうまで推移してきております。非常に努力されておりますし、このような少ない金額で運営されている施設は非常に少ないんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、3年間の平均をとった中での収支を見させていただいた段階で、町といたしましては現在上げております225万円の指定管理料を上げさせていただいたわけですが、内訳といたしましては、150万円は府から町を通して地元にお渡しすると。もちろん管理をしていただくわけですから、その経費が要りますので150万円を計上させていただきました。

それから現在持ち出しをしております60万円分につきましては、今後の経営努力もありますが、現在のところ60万円は町が持ち出しをしておりますので、その分もオンをさせていただいております。

あと直営で、それぞれの施設の受入体制をインターネット等で受け取りましたので、それを職員が全部しておりましたので、それを事務委託を、当然この指定管理の運営委員会にゆだねるわけですので、45万円という金額を算定をいたしまして255万円の指定管理。当面この1年間、4月から来年の3月31日まででございますが、1年間255万円で管理運営をいただくということで確認をさせていただきまして、締結を結びたいというものでございます。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ずっと以前から見せていただいておりますと、60万円あたりの赤字ということで、大変地元の方には努力していただいとるし、この施設の使用料が割に順調に入ってるなという感じがするんですけども、これは新年度の予算のときに問題にしたらいいわけで、今この場面ではないんですけど、今期の20年度の指定料が270万円というような数字も提示されてあります。

それと、この中に土地等賃貸料となつとるんですけど、こんな公園を屋敷を借りてまで、別な話ですけどキャンプ場なんかでも一部そんなところがありまして、本当にこういう考え方でいいんだろうかという、そこまでして公園にせんならんのだろうか。町の用地であったり、公共施設でしたらそれでいいんですけども、賃貸料を借りてまで、そんなことをせんならんのだろうかというのが1つ疑問にありまして、その辺の考え方は。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 旧3町の考え方で、今日に至っているというふうに認識をしております。

できれば行政といたしましては、行政財産としてその上に目的ある建物を建てて、土地も建物も健全な運営をしていくことが望ましいと思いますが、旧3町におかれましては、それぞれの手法として賃貸で公園を管理していく。詳しい詳細な経緯はわかりませんが、現在そういう形になっておりますので、その運営について地権者と健全の関係にあるということは、進めていかなければなりませんけれども、経過として、なぜということもあるでしょうけれども、私どもとしては現況をきちっと円滑に運営するために、地権者の皆さんと調整をしていくということで、今後につきましても、こういうことは発生をしていくこともあるんじゃないかというふうに思いますので、結果的に運営をどうしていくかというふうに私どもの方は力を入れていくという形で考えておりますので、答弁になったかわかりませんが、結果的には経過を大切にしながら、この形をとっていくということで、最終的にこの形の中で土地が買えればいいんですけども、その辺は今後の財政との調整の中で、町の財産にしていくということは大切ではないかというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） けさほども伊藤議員の方からは、こういった指定管理者についてと言うのか、施設については趣旨を持って、利益だけを追求するのではないというふうに言われておりまして、まさしく、そのとおりだなと思うんですけども、やはり指定管理者ということは、要するに町の財政も厳しい、国の財政も厳しいということで、そういった観点から民間の活力を借りようということですので、それを十分発揮していただいて、町の方の財政も助かるし、そして民間の力を借りて活性化もできるしというあたりを、真剣に取り組んでいただけたらなと思いますけれども、すべて今までの慣例から、こうなっておるから出すんですという感覚では、財政の方もとても洗い直せないというふうに思いますので、その辺を訴えておきますので、今後の課題にしていただけたらと思います。

終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第26号 大内峠一字観公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第27号 与謝野町道路線の認定についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは今回、町道認定として20路線が提案されております。これについて、ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

提案説明の中では、従来整理ができてない部分を整理をしておきたいということのようでしたけれども、一応、現時点では20路線を町道として認定すれば、あと旧町からの持ち越しという分についてはこれで終わるのかどうか。

それから今回、この認定する路線については、従来からいわゆる町道並みの扱いがなされていたのかどうか。例えば除雪、それから道路管理、維持管理、道路の維持やとか除雪やとか、その他いろいろの点において、すべてそういう格好で従来の町道と同じような管理がなされていたのかどうか、この2点をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。建設課長（山崎信之）

建設課長（山崎信之） 井田議員のご質問にお答えします。

これで旧町時代の整理は終わるのかというあたりがあるんですが、旧野田川地域内にはもう少し、あと8本から10本ぐらい同じようなパターンであります。今回整理させていただくのは4メートルの幅員確保、あるいは水路の設置ができてる部分についてのみ13路線ですか、やらせていただいておりますので、あと8路線については4メートル幅員が確保できないために、例えば除雪でも機械が入れないとか、水路が全然ないので管理しきれないというのがあります。これについては従来どおり地域、いわゆる地元で、管理していただくということになるんだろうというふうに思っております。

それから今回認定します路線について、町の管理はということなんですが、町道認定はできないけども、町に敷地については道路敷地として、寄附をいただいとることがありまして、いわゆる除雪については業者と協議しながら入っていただくということで、除雪は多分ほとんどの線でできてると。あと水路の補修とか道路補修については、地域でやってくださいということになっておりますが、具体的にどういう補修等をやっておられるかは、特に把握はしておりません。除雪は入っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 再度、念を押すんですけども、今のこの20本についての維持管理についても、従来から除雪はやっておったけれども、維持管理は地元でやっておられたということでもいいのかどうか。

それから、あと8路線残っておるとい言葉だったと思うんですけども、今回、この20本のうち14本については、いわゆる野田川町時代の造成、いわゆる民間の造成の部分がなされて、そして町道認定の申請があったけれども、町道に認定ができてなかったという部分だろうというふうに理解しとるんですけども、それで一応道路幅なり側溝については、規定どおりだということで、そこであとの8本ですね、あとの8路線については、これは同じような業者の方々の道路としてされておるけれども、町道として幅員がないから、また側溝がないから認定できないということなのか。その点をもう一遍お願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 20本の今回の認定路線のうち、13路線が野田川地域、4本が加悦地域、それから1本については新しい分譲宅地、三河内の分宅の部分のまだ管理してない状態。あとの最後の2本は、バイパスができたことによって旧道について、いわゆる空白になってしまったところがありましたので、それについては再度認定がしたいということです。

受け入れている認定の町道につきましては、いわゆる旧野田川では何が引っかかるとかと言いますと、4メートルの幅員を持つこと、それから水路を整備すること、それから通り抜けができることというのが基本にあるんですが、今回認定する道路については、ほとんどの路線が行き止まり路線ということで、ここが引っかかって町道認定できないという部分がありまして、そこについては、底地については町に寄附していただいた分について除雪等に入るということで、補修については地元でやっていただきたいということをお願いしております。

あと残っております8路線につきましても、ほぼ同じ形態なんですが、幅員が4メートル以下のところがあるということで、今回その4メートルの整備ができきれんということなんです。

もう1つについては、ほかの分譲宅地で言いますと、まだ寄附もされずに、多分、持ち分登記

されとる民間住宅の道路敷もあるということがありますので、その辺についても遠い遠い将来には、いろんな問題とか課題が出てくる可能性としてはあるということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほどその8本の分についてそういう状態なんですけども、除雪は、これはどうなるのか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 8本についても、ほとんど入らせていただいているという理解で結構だと思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど課長の方からの答弁の中で、これまで認定できなかったのは、突き当たり路線が多いんだということでした。私もちょっと現地をすべて見て回っておりませんのであれですけれども、いわゆる突き当たり路線というのが町道認定にならなかったわけですけれども、今後これを見ますときに突き当たり路線がほとんど多い、通り抜けの分もありますけれども、多いわけですが、これについてはもう改良をせずにこのままいかれるというのか、今後の計画は現時点ではあるのか、ないのか。

それから新しい町道認定の基準ができましたんで、今後こういうものは受け入れないと、こういう状態では、過去のことは整理するけれども、これからは受け入れないというふうに私は理解しとるわけですが、それでいいのかどうか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 基本的に今回認定させていただく路線について、特に改良計画を持つような路線はありません。ただ将来において、その先に分譲宅地が開発されるとかいう条件が整えば、また通り抜けができるような改良をするというケースは、出てくるかというふうに思っております。

それから今後、新町になりましたからは、いわゆる4メートル基準、あるいは突き当たりの場合は、6メートル幅員の要件をつけるということで整理しております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 新しい町の町道認定の中でも、いわゆる突き当たり道路については、6メートル半径のロータリーをとというようなこともあろうというふうに思うんですけど、それは消防法の関係とかいろいろとあるわけですね。だから今後ともやっぱり改良していただける方向も、できるところについてはやっておいていただく方が、いいんじゃないかなというふうに思います。そういう方向でお願いしたいと思います。

それから、この図面番号2番、いわゆる堂谷2号線ですけれども、これ実際にはこの図面では2本突き当たりになっておりますけれども、私も行かせていただくときには、迂回をさせていただいとるんですけども、この道路については、今後、今せっかく道路とした部分があるんですけども、ここにこのズボツとかけれないその理由なり、それから今後の計画、町としてどういように対処をされようとされておるのか、現時点での計画をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） この路線につきましては、現道は周回できるような形で、地域の方は利用していただいとるというふうに思っておりますが、現実的には、まだ町でいわゆる受け入れてないと、

所有権について受け入れてないというか、そういう手続ができてない。多分、そういう申し出がまだないんだろうというふうに思っておりますが、そういう形で民地ということになりますので、今の認定の段階では、その赤でとどまるということです。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 最後に私の要望として申し上げておきますけれども、そういう突き当たりだとか、せっかく迂回できるのに迂回ができないというような場所については、やはり町道としての町の道路管理とともに、やっぱりいろんな意味で管理責任があるうと思いますので、一般的な町道になるように努力をしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。
今田議員。

1 3 番（今田博文） 図面番号19と図面番号20、これは滝桜内線の関係の今回の認定ですけども、道路が新しく改良されたときに、滝桜内線は町道として認定したわけですが、こうして旧町として一部残ったところについては、自動的にもう廃止になるのか、廃止路線として認定を議会であったかなど、今記憶をたどっておるんですが、そういう作業というのはあったのか。自動的に新しい道路を認定すると廃止になるのか、そこの考え方を教えてください。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 手続的にはさせていただいてと思います。元の道路線を廃止しまして、新たにでき上がったバイパスについて認定をするという形になるんだろうと思いますが、ただ、起終点の番地先で認定しますので、一応起終点番地は、多分ほぼ同じなんだろうと。図面的に修正をするという形で、議会の中では議論はさせていただくとというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 廃止をして認定ということになると、旧道を拡幅した部分はたくさんあるわけですね。ここはいわゆるバイパス形式になったわけですが、旧道を拡幅した部分がほとんど。そうすると今までの旧道を廃止にしておいて、新しく拡幅できた道路を認定をすると、こういう手続があったんじゃないかということなんですが、私自身も記憶をたどって今思い出しても、なかなか思い出せんですけども、手続としてはそういう手続だったと。それで旧道のこの迂回部分と言いますか、バイパス形式になったところが、今回、認定がされなかったという理解でいいんですか。いやいや、今まで認定がされなかったということですね。
終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

議案第27号は路線として20本ございます。本来なら1路線、1路線の採決かと思いますが、一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) それでは、本案について採決をいたします。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第27号 与謝野町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第16 議案第28号 与謝野町道路線の廃止についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第28号を採決します。
本案についても一括採決としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第28号 与謝野町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第17 議案第29号 与謝野町道路線の変更についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
森本議員。

14番(森本敏軌) それでは29号について、お尋ねをいたしたいというふうに思います。
私もちょっとこれ桑飼工区にありますもんで、3路線、2、3、4について見てきたんですが、まず初めに、この実線の部分は町道として置いておいて、破線の部分は廃止するという認識でよろしいんでしょうか。

議長(糸井満雄) 山崎建設課長。
建設課長(山崎信之) お答えします。

実線から点線までの部分が、現在の認定路線です。図面番号2番ですと縮めると。これは民家付近にある道路ですから、ここの部分は認定は残しておく。点線部分については特に影響ないということで、今回廃止させていただくということです。

議長(糸井満雄) 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） それでは図面番号 3 なのですが、途中まで実線で行っておりまして、それから右破線が入ってる、この部分が廃止になるというふうな思うんですが、この実線から先については、どういうふうな扱いになっているのか、お尋ねします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 実線の区間に変更、路線短縮をしたいということで、いわゆる実績から先はバイパスまでの先という意味ですね、バイパスまでの先という意味は、ちょっと確認させてください。水路整備がないということで、町道認定してないということです、そこまでが町道認定部分です。

議長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） そこは、できないということですね、そんなら。

何点かお尋ねしましたが、今回、私も見せていただいたら、確かに実線の部分については車も入りますし通れるんですが、この破線の部分については人が通るのがいっぱいということない、ちょっと広いですけど、このような道路が町道認定されとったというのが私も意外でして、今回、何で今になったのか、当初の説明にもあったと思うんですけど、何で今までこんな、合併もして3年目を迎えるという状況の中でどうだったのかということと、それから4にいたしましても、確かに実線の部分は家がありまして、道路があるんですが、破線の部分については全くもうなくなっているというふうな状況の中で、何で今こんなことの道路のあれが出てくるのかなというふうに思うんですが、えらいちょっと旧町時代はどうだったのかなというふうに思うんですが、この点をお伺いして終わりたいと思いますけども。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 町道認定につきましては、交付税の絡みで言いますと昭和54年から56年あたりで、いわゆるそれまでの町道認定についてはすべてを廃止して、具体的には岩滝地域では、54年に新たに認定してますし、野田川、加悦では56年に認定をし直しておる。

これは道路台帳を整備した部分についてのみ、交付税の対象とするということの国からの通達によって、そういう整理をしとるということがあって、56年に新たに認定をしとるということ、いわゆる56年が、ほとんどの認定日になっております。

そのときには多分、将来的に道路整備するということも含めて認定しとるんだらう。そのこの図面番号の2と3のところについては、ほとんど里道みたいなところなんですが、将来的には、民家の連たん地域から連たん地域に向けての道路整備を含めて認定をしとくということで、認定をしとったと思うんです。そういう路線が2と3だと思います。

それがずっと歴史の中で言いますと、例えばバイパスができたりしながら、もうその路線の整備の必要がなくなったということで、里道並みでそのまま残っておる。その残っておる発見がなかなか難しく、今回、合併した折に全部整理、先ほどの野田川の地域での整理もありましたが、全部整理をしていく中で、下にもう隠れておったり、それから今みたいな里道が認定のままであったり、1番ですと古墳公園の中にそれこそ里道が認定をされておったり、そういう部分がありますので、今後も道路改良をする必要のない路線については他の里道と同じように、里道に落としておくということの方が、他との均衡上いいだろうということで、新たに発見できたということで今回出させていただいとるという経過にあります。

それから、最後の4番目につきましても、国道バイパスが整理できた、できたと喜ぶんですが、

下に町道が寝とったということがなかなか発見できなかったということで、今回の整理で発見をしたということで、整理をさせていただきたいということです。

議長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） もう1点だけ。そんならもう大体今回の整理で、こういった状況というのは、もうほとんど出尽くしてないというふうに認識したらよろしいでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） それを問われるのが一番辛いんですけども、今見えとる範囲では、ほぼ終わっとるということになります。

1 4 番（森本敏軌） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） すべて現場を見ておるといわけではないので、ちょっと質問しにくい部分もあるんですが、先ほどの廃止路線も含めて今回変更というのは、ほとんどが縮小ですね、山河池の法線がえもありますけども縮小ですね。従来、町道であったものは、あった場所、あった道、これは舗装ができておるのかどうか。それから、今後、町道ではないけれども、道としての効力があるのかどうか、この辺をできたら具体的にどれがどうかという格好で、教えていただけたらありがたい。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 廃止も含めてということだと思んですが、基本的に、廃止、変更して縮小されとる部分については、いわゆる里道になるんだろうと、いわゆる法定外公共物で、道路法が及ばない範囲に格を落とすということで、地元で管理していただくという考え方でいいんだろうと。

それから変更の最終の図面番号4ですが、これについては、もう国道バイパスの下に隠れたということですよ。

9 番（井田義之） 舗装はできてないということ。

建設課長（山崎信之） できておりません。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど課長が、里道という格好かどういう格好にしても、町で管理ということで答弁されましたけれども、実は私が心配しておるのは、そのことだったんです。いわゆる町道ということで、町の土地を町道でなしにすると。それで町道の場合は、ある程度幅等がはっきりと確認できるという。ところが、今回この廃止路線については1メートルの幅だとか、広いところでは4メートルとか5メートルとかというような幅の部分も入っとるわけですね。4.2メートルというのもあります、3.5メートル。要は結局、これをあやふやな言い方を課長はされたんですが、里道としての位置づけになるのか、それともほかの部分として町の財産として残っていくのか。この位置づけが明確にならないと、また何か財産が宙に浮いたことになってしまう。知らん間に、のうなってしまうとというような現地状況もあっちこっちにあるわけですね、利用されてしまうというようなことが。そやから、その辺のいわゆる今後の管理についてどういう格好に。町道を廃止するのはええんだけども、町道でなしになるのはいいんだけども、どういう管理を今後をしっかりとやっていかれるのか、その点についてお願いをいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） ほとんどが里道だろうというふうに思っております。国有里道につきましては、いわゆる法定外公共物の議論でもありますように、一定町が管理をするということになるんですが、具体的な実体管理については地域の方にお世話になるということが、他の里道では既にそういうお願いしておりますので、なかなか廃止、あるいは変更して短縮した路線の里道部分について、いわゆる町道認定のままで置いておいて、すべて建設課で管理するということにはならんだろうという思いがありますので、他との整合性も含めて、今回、変更、廃止をさせていただくということです。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 建設課長からはそういう答弁です。

農林課長、里道として管理をするような格好で聞いておられる、また、地元との協議、地元へのお願いとかというようなことはできておるのか、今後早急にやられるのか、その点についてお願いいたします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 農林課の方で所管をしますのは、いわゆる農道に位置づけたところを町がしていただいたり、地元が管理していただいたりという部分でございまして、里道、水路については、これは直接、農林課の方で管理をさせていただいている範疇ではなくて、随時、地元の方で日々の中で管理をしていただいているというのが実情でございます。したがって、本案に関して、地元と協議をさせていただいたという経過はございません。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど言いましたように、今後しっかりと庁舎内で打ち合わせてをしていただいで、どこの課が管理するのだということを明確にして、管理をしていただきますようにぜひともお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

本案につきましても4本一括採決したいと思います、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（糸井満雄） それでは、これより議案第29号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第29号 与謝野町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。ここで休憩をとりたいと思います。35分になるところですので、50分まで休憩します。

(休憩 午後2時32分)

(再開 午後2時50分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18に入ります前に、先ほどの議案第25号の質疑の中で、議案に出てない個人名が出ておりますので不適切な発言として、これを議事録から削除させていただきます。

なお、CATVのテレビの方につきましても削除をお願いする予定にしておりますので、御了解願いたいと思います。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) それでは、次に、日程第18 議案第30号 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の変更についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長(糸井満雄) 井田議員。

9番(井田義之) この部分につきましては担当の委員会におりますので、いろいろと聞かせていただいておりますけれども、特にこの本会議の席で確認をとっておきたいというふうに思います。

間もなく3月の27日がまいります。27日で一応宮津市との契約、また、宮津市と地元との契約が切れるわけですけれども、交渉経過並びに今の現状をお願いをいたします。

議長(糸井満雄) 答弁を求めます。

藤原住民環境課長。

住民環境課長(藤原清隆) それでは、井田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

宮津市の清掃工場の使用延長に係ります波路の自治会との調整状況でございますけれども、まず、ことしの2月21日に波路の自治会の役員会が開催されまして、宮津市としましては1年ではなくして、26年3月までの一応6年間の使用延長を依頼しております。

それから翌日に、これの使用延長につきまして文書で正式依頼をしていただくように、波路自治会の方から連絡がありまして、2月21日付で正式依頼をされております。

それと2月28日に波路自治会の役員会がございまして、一応、臨時総会を開催をしていただくということをお願いをされまして、最終的に3月15日に臨時総会が開催されておりますけれども、それ以降のことにつきましては、まだ宮津市から連絡が入っておりませんので、連絡が入り次第、また報告をさせていただきたいというふうに思っております。

議長(糸井満雄) 堀口副町長。

副町長(堀口卓也) 少し補足をさせていただきたいと思います。

今担当課長が申し上げましたように、一番最近の状況といたしましては3月15日(土曜日)、一昨日であります。地元、波路自治会で臨時的総会が開かれました。宮津市から申し入れのあった期限延長について、最終的意思確認、意思決定がなされたようであります。

宮津市の方から、とりあえず地元としては1年間の延長と、それから1年200万円の地元の交付金をいただくということで、1年間の延長を認めるという結論になったという一報をいただいております。

議長(糸井満雄) 井田議員。

9 番（井田義之） 今、副町長は聞いておられると、住民環境課長は聞いてないと。やはりこんな大切なことをしっかりと、やっぱり担当の方にも言うておかれるべきではなかったかなというふうに思います。

それから15日に波路地区の臨時総会が開催されて、その席で先ほど答弁にあったような内容で、終わったというふうに聞かせていただいたわけですが、もう1カ所、常任委員会の中でも言うったんですけども、東波路地区の問題があるわけですね。いわゆるあそこの焼却場については、1つの地区だけではなく、やはりほかの地区との協定になるのか、合意になるのか、新聞に出た時点で、宮津の市長は、わしはちょっと聞いてなかったというようなこともあったわけですが、その後、その地区とも一応一定の整理はされたというふうに、委員会の中では聞かせていただいたわけですが、このいわゆる3月27日に切れる1年間の延長ということで、波路地区についてはオーケーだと。東波路地区との話がどうなっているのかなということも心配になりますが、その点について、今、副町長の方が詳しいようですので、そのことについて副町長がもしご存じであれば、お願いをいたします。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お尋ねの東波路自治会との関係ですが、この間、新聞に出ておりましたように、協定のもう一方の当事者ではあるわけですが、今回の延長に当たって東波路自治会との話は、特に聞いておりません。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 昨年、この議会でもいろんな問題で、いろんな方からも質問が、大騒動をしたわけですね。今回は継続されるだろうという前提で、みな安易に構えておるとい言葉がいいのかどうか分かりませんが、そういう傾向があるわけですが、やはりごみの問題となりますと、いろいろなところで万が一のことがあった場合には、もう大騒動が起きますので、その辺のところはやはり的確に宮津市の情報を周知していただいて、本定例会の中でもしっかりとした報告がしていただけたらありがたいと、していただくべきではないかということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第30号 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第31号 宮津与謝消防組合規約の変更についてを議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議 長（糸井満雄） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第31号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第31号 宮津与謝消防組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第32号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。どなたからでも。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 2点ばかりお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目は45ページで、予防接種事業で583万円の減額になっております。これは日本脳炎の予防接種が、何か事故があってちょっと中心になっていると。そしてその後、国からの指示がないというか、指示待ちというようなことになっているという説明であったと思います。

そこでお尋ねしたいのは、今若い人たちの間で、はしかの流行があったりしております。特に大学祭が集団感染するというようなことがあります。マスクでも問題になったりしてはいますが、はしかという病気は幼児のころにかかってしまえば、それほどひどくはならないけれども、大人になるほど症状が大変重くなると、このように言われております。

ここで予防接種というのがあるようですので、この予防接種が急がれると思うんですけども、今後、若い人たちへの予防接種の予定がありますでしょうか、まず、この1点をお尋ねします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 議員さんご質問のはしかの予防接種についてでございます。

このはしかにつきましては、今ちょうど20歳前後の方に大流行するというような現象が起きております。こういったことがないように、今後どのような体制なり、予算対応するのかというご質問だというように思うんですが、平成19年度予算の中では持っておりませんが、平成20年度の予算の中で、こういった方々のはしかの発生を防ぐという意味から、20年度は高校3年生の方と中学校1年生の方、大体、与謝野町で250名×2学年ということになっておりますので500名の方に対して、その高校3年生と中学1年生の方に、はしかの予防接種を受け

ていただくということで、新年度予算の方で計上いたしております。こういったことによって、20歳前後のはしかの流行が防げるというように思っております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 約250人×2ということは、1人が2度接種を受けるというふうな理解でいいのかを、ちょっともう1回お尋ねします。すみません。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今申し上げましたように、中学校1年生と高校3年生ということでありまして、国の方の動向というのがわかりませんが、平成20年度からこの学年の方について接種することになっておりますので、中学校1年生の方がずっと年を重ねられて高校3年生になって、もう一度受けるのかということにつきましては、今後、厚生労働省の方で検討されるというように思っております。今の段階では中学校1年生と高校3年生という格好で、こここの発生状況を見ながら、今言いましたように中学校1年生の方がもう一度受けるのかというのは、検討されるというように思っております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ありがとうございます。とりあえず1回、後は状況を見てというふうなことでした。

次に、ちょっと質問を変えます。59ページで除雪対策、ことしは暖冬だと言われておりましたけれども、思いがけなく雪が降りまして、まあ1回ですけれど、大雪になったのは、428万9,000円の追加ということで、これはこれで当然しなければならない事業ですので、追加されるのはよいんですけれども、これに関連しての質問なんですけれども府営石田団地、これ2月16日の土曜日だったんですけれども電話がかかってきて、この石田団地というのは一番最初に建ったところが山の際で大変ちょっと高いところにあります。ここが1号棟と2号棟になると思うんですけども、この1、2号棟の海側の方に駐車場がありまして、その駐車場と住宅の間の道路ですね、ここが除雪をしてもらえなかったということで、団地の方も大変困られたわけですね。それで電話がかかってきて、どうだったんだろうということだったんですけれども、これが土曜日の夕方ですって、ちょっと困ったなということだったんですけど、町の方も来ておられたんですけど、ここは町道でないということで、町道以外のところは除雪をしないんだということだったようです。

去年は降らなかったんですけれども、岩滝町のときには、いつも当然除雪はしてもらっていたところが与謝野町になった途端に、ここは町道だからしないということでは納得がいかないということで、何とかしてほしいということだったんです。そのときには1時間1万円かかるんですけども、除雪に。30分で済んだので、5,000円ということで石田区の方が払われて、とりあえずはしてもらったそうです。その後、また次の日に家のその方が来られまして、ことしはやりませうというふうな回答をいただいたということなんですけど、これもちょっとおかしな話だと思うんです。

先ほど議案第27号、町道認定の中で、井田議員がいろいろと聞かれてた中で除雪の関係がありました。この町道はきょう認定されたわけですので、それまでは町道認定ができていなかった道路ということになります。けれども、すべて除雪には入っているという答弁がございました。

そうなりますと石田団地の場合、その場所が町道でなかったということと、行き止まりになっております、確かに。それと、団地の下の方のところは町道になっているらしくて、きちっと除雪がしてもらえます。同じ団地の中で、このようなことが起こるといことが、この団地に住んでおられる方にとっては、どうしても理解できないと言うか、納得ができないわけですね。こういうところがほかにもあるのか、また、納得のいく説明をしていただきたいと。

私も、ことはよかったですけど、来年になったらどうなるかということも大変心配ですので、ぜひとも聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えをしたいというふうに思います。

これも合併協議になるわけなんですけども、府営住宅の除雪につきましては、旧町でちょっと対応が異なっております、例えば野田川地域では府営住宅敷地内については、住人の方が割り勘を払われて除雪をしとるところがあったり、それから加悦の方では業者さんが好意ですと入ってくれたりとか特定できてない部分がありまして、合併協議の中では一定京都府の府営住宅の敷地内に関して言えば、やっぱり町道路線からは外れるんで、地域の方でやっていただくということの協議をしたようですが、現実的にきちっと地域、あるいは府営住宅の住人の方に徹底して伝わってなかったということがありましたので、2月16日に一定ご連絡をいただいて、判断の結果としては、今シーズンについては地域の方、府営住宅の方に徹底してなかったということですから、今シーズンについては引き続いてやらせていただくということなんですけど、1年かけて来シーズンについては、現実的には府営住宅の住人さんで負担しておられるところもありますので、どうその整合を図るかということについて、もう一度協議をする。あるいは具体的には、府営住宅で住まわれる方をお願いをしたいと。

それについては、例えば京都府の方については、敷地、施設の管理費という形で、戸当たり幾らというような単価で管理費用が出てくるようなことも聞きますので、そういったあたりを整合させて府営住宅全体について、どういう除雪の方法が一番いいのか、検討していきたいというふうに思っています。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） ただいま話を聞いておりますと、原則としては町道はやらないというふうに聞こえるわけですね。ところが業者の方が新設で、どうせここまで来たんだからちょっとしといてあげようかという感じじゃないかと思うんですけど、やってくださると。そして、この石田住宅の場合は、すぐ横の縦の道路は来てるわけですから、本当にちょっと入ればできることなんですけれども、それでもやってくれないと。全く住んでいる人は、こんなことになるなんて知らなかったという状態です。だから本当に困られた。何十軒もの家があって、皆さんが車を置いておられるけど、車が出れないという状況ができてしまったわけですね。

ここでやっぱり今課長が言われましたように、住民との話し合いができてなかった、これに一番の問題があると思うんです。そして府から管理費が出てるのであれば、その管理費が使えるわけですけれども基準も何かははっきりしないと。町道かどうかが基準なんですけども、だけれどもそれもうやむやという感じになっている。そこらが非常に納得しにくいわけですね。だから機械的に町道であるかどうかだけで決めるっていうことは、ちょっとおかしいんじゃないかということ

が1つは言えると思います。

先ほどの町道認定がされてない道路も、実際には将来町道になるからかどうか知りませんが、除雪は行われていたわけですから、それに引きかえ、何十軒も家のある駐車場の前の道路が除雪がされないということは、何としても納得がいけないというのが、今の私もそういう気持ちです。

そこで先ほども課長も言われましたけれども、基準のきちっと合意形成が大事ではないかということで、こちらから合併協議の中で決まったことは、町民みんなに徹底はしてないです。ほとんどそんなの読んでおられないというのが残念ながら実情ですので、一方的ではないんですけども、そういう決め方をするのではなくて、地元の自治会とか石田区との合意が必要だと思われまますので、これはもっともっと徹底的にやって、納得が得られる解決方法を見つけていただきたいと思うんですけども、そういう方向でお願いできますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 先ほどもお答えしたんですが、町道の認定をしてるかどうか除雪をするか、せんかという判断だけでなしに、いろんなパターンで先ほども言いましたように町道認定されてない道路でも入ってるケースがある。

ただ今回のお願いは、他の府営住宅では住民さんが府営住宅敷地について、除雪費用を負担されとる住宅があるというこの不公平感から、合併協議の中で、次からは地域住民に頼んだらどうだろうという合併協議ができた。ただ、できたんですけども、その徹底ができなかったということがありますので、1年間をかけて、どういう方法でその府営住宅の敷地内に入ることにして整合性が取れましたら、また町が入ってもいいという考え方ではあるんですが、基本的には敷地内というか、いわゆる民地内の考え方で言いますと、除雪が町でどんどん入っていきけるという考え方になかった旧町もありましたので、そういう整合性を1年かけてとっていきたいというお願いをしております。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいまの答弁は、先ほどと同じですね。旧野田川の中では、府営団地の中では団地で集めたお金の中から、きちっと払って除雪をされているところがあると。言うたら、そちらに合わせたと取られても、仕方がない答弁ではないかと思うんですけども、状況を見るのであれば、家が大変建てこんで、たくさん家があるわけですので、業者が親切でやるというところ辺も、これもちょっと不思議なんですけれども、どういう関係になっているのかよくわかりませんけれども、とにかくそこに住んでおられる石田区の区長を初め住んでいる皆さんが、納得できるような解決方法を見つけていただきたいと思いますので、それを重ねてお願いをして質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 先ほども言いましたように府営住宅は町内に何カ所もあるわけですし、それぞれ旧町時代に、いろんな形で除雪に入ってた。合併協議の中で一定程度1本にしたいというときに、いわゆる公道については町道除雪、いわゆる府や国道については京都府がやりますが、町道については町が入っていくということがありますが、それぞれの民地、あるいは都合で持たれとる広場については、一定民家では自分の手であけておられるケースもありますし、それから府営住宅に限って言っても施設の敷地内については、住民の皆さんが負担をしあいながら除雪をや

っておるケースもあるということから、合併協議をしたということになっておりますので、確かに合併までは除雪に入った、合併したら入らんようになったということでは、納得できないという理論にはなるんですが、そのことも含めて全府営の住宅の敷地を町が入っているのか、それとも入らずに地域の方の負担でやっているのかということの両方の選択があるわけですけども、それも含めて1年かけて検討していきたいという思いはあります。

ただ、その結果が石田の府営住宅の方が納得されるか、されないかというのは、ちょっとまだ今この場面では返答はできないということです。

2 番（畠山伸枝） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） 1、2点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

17ページの歳入の中ですけども、下段の移動福祉負担金の保育料の一般分、現年度分がもう800万円からのいわゆるマイナス補正になってますけども、この事情と言いますか、そういったことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

保育料の関係につきましては、当初予算で計上するときには、大体、前年度の予算を基本に考えながら予算計上をさせていただいております。それから児童数につきましても、ほぼ同じ考え方でって予算計上をさせていただいております。

ところが、実際に児童数はもう毎日のように、コロコロ、コロコロ変わっておるのが現状でございます。そういった中で保育料をいただくわけでございますけれども、この保育料につきましても前年度の課税が確定をいたします6月に、前年度の課税によって保育料を改定することになってまいります。したがって、その前年度の課税状況によって、この保育料が非常に変わってくるという状況でございます。

新規に入所されます児童につきましても、その前年度は全く保育料というのはいただいておらなかったわけです。そういう方も新たに子供さんを預けていただいた方には、保育料をかけていくということになりますので、どうしてもその辺の変動が著しく発生をしてくるということでございます。

それともう1点は、平成19年度の保育料につきましては、例えば保育所に入所しておる児童が1人目か、2人目か、3人目か、これによって正規の保育料、それから2人目は半額、それから3人目は10分の1というようなことであつたんですが、第1子の子供さんが幼稚園に行っておられても、それはもう同じように見ていくというような、そういった制度改革を行いましたので、そういう関係からこの保育料につきましては、本来、1人目ということで10割丸々もらう方が、もういきなり半額になったと。それから3番目のお子さんは、いきなり10分の1になったというような、そういう制度改革なんかにもよりますので、ここに813万5,000円の減額補正をお願いしておるということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 言うなれば、調整されてこういう形になったというようなことですが、いわゆる

その下の広域入所分とかそういったものも、同じように理解させてもらったらいいもんですか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

広域入所分につきましては、当初に6名の児童を見ておりました。ところが、実際に広域入所でお世話をしたという児童につきましては、4人ということでございます。そういった児童数の変化によって、92万8,000円の減額をお願いをしておるということでございますし、また、この一時保育事業につきましても、当初は75日分を見ておりましたが、現実には25日分というようなことになったということで、一時保育を利用される方が、あまり平成19年度はなかったということでございます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 次に、衛生費の方でお尋ねします。

先ほども廃棄物の条例のことがあったんですが、ペットボトルなど資源をリサイクルできるのを、町民の方々も分別して出しておられるんですが、この資源を宮津の1カ所に集められて処理されておると思っておりますけども、そういった処理されて売られたような収入というのは、やっぱり町にも入ってくるような形になってるのかどうか、その辺のことをお尋ねします。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） 資源ゴミの売り払いの状況ですけども、売られました金額分は委託料と差し引きをしましてしておりますので、資源ごみのお金が入ってくるんでなしに、委託料で調整をして各町へ請求するということです。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 目方が何かと思いますけどもどのぐらいの、アバウトな金額がわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、生ごみなんかの1人当たりの量と言うんですか、いわゆるこの与謝野町、あるいは宮津なんかの概略がわかりましたらお聞かせいただきたいと思うんですけども、生ごみも私も一度見学させていただきましたら、水切りをしてもらって目方が軽くなればならほど、その地域の行政の負担が軽くなるということをお聞きしたところがあるんですが、そういったことでちょっとわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

今お問い合わせの件ですけど、全員協議会の際に資料をお渡ししておりまして、その中で可燃ごみにつきましては、与謝野町につきましては4,945トン、それから資源ごみにつきましては約470トンということになっております。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） そのうちの資源ごみの相殺される金額的なことは、どのぐらいのものかわかりますか。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） すみません。ちょっと調べまして、後ほどまた連絡をさせていただきます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） それから、せんだって広報無線と言うんですか、行政無線でご案内があったんですが、プラの袋の中に何か注射針が入ったというようなことで、非常に危ないということが連絡があってびっくりしたんですが、そういったものも処置の仕方とか、そういったような形のことを、やっぱり町民の方々に広く回覧板なり、あるいは町報なりでひとつ周知徹底をしていたかどうかということをお願いして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは補正につきまして、1、2点質問したいと思っております。
まず、歳入で税務課長にお尋ねをいたします。

いわゆる固定資産税の家屋にかかる税金が非常に落ち込んでおります。そのことについて、現実どういう格好でこうようになったのか、そここのところだけお願いできますか。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 勢旗議員さんのご質問に、お答えしたいと思います。

補正予算では家屋につきまして、約1,700万円ほど減額いたしております。これにつきましては、当初試算をさせていただきますときに、前年の調定額を参考にさせていただきます。その後、新築家屋だとか、そういうふえていく分を、一応増加の部分ということで見させていただいておりました。その中で、家屋につきましては新築家屋の増ということで1.03、3%の増ということで試算をしておりましたが、申しわけないんですが、調定額にすべて1.03を掛けておったということになりますので、平均100近くの家とかが新築されんですが、それによって全体の3%も上がるということにはございませんので、その辺のところちょっと計算的な誤りがあったのではないのかということで、約1,700万円の減額だということで、まことに申しわけないことだと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それならわからんことはないんです。評価額にしまして、あるいは課税標準額にしまして12億円違うわけですね、こんなことがあるだろうと。いわゆる前年の家屋にかかる固定資産税に、新築住宅といわゆる滅失分とを差し引きしても、こういうことに絶対にならないと私ども思っております、どういう格好でこういうことかと。これはプログラムが違ったとか、そういうことではないんですか。

固定資産税のいわゆる電算で計算しとるわけですから、毎年そんなものを打ち込んだりすることはないと思うもんですから、当然プログラムの処理で、私はこういうことになったのではないかなという気がするんですが、そこはどうです。

税務課長（日高勝典） プログラムのミスではなくて、予算書作成に当たりまして、積算しますときに掛け算というんですか、新築の分に1.03、何軒かの分を前年の調定額に足せばよかったですけど、すべての部分が掛け算の計算になってしまっておって、全額の増ということになってしまいました。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） ひとつやはり税収は貴重な財源ですから、課長もいろいろ大変ですけど、慎重にやっていただきたいと、このように思っております。

議 長（糸井満雄） それでは、商工観光課長にお尋ねします。

歳入で19ページ、温泉スタンドの使用料が12万4,000円、クアハウスは別にしまして減額になってる。12万4,000円という数字は、いわゆる当初予算から見ても29.何%、約3割が落ち込んでることになるんですが、これは特に何か理由がありますか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

正直なところ、PR不足というところに尽きるんじゃないかなというふうに思っております。

旧岩滝地域におきましても近いところでございますので、実績見合いで予算は計上させていただいたんですけども、地域の方もどういう傾向かはちょっとわかりませんけれども、少なくなったということでございますが、今のところ重油等の高騰によりまして、お風呂なんかの改善策として、この温泉スタンドを利用してお風呂に入られる方もぼちぼち出てきているような現場の声も聞いておりますので、今後の数字はまた別といたしまして、現在の補正にかかわります数字については、PR不足が原因ではないかなというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） きょうまで一定の歴史があるわけですから、もちろんPRの不足もあるかと思えますけども、ひとつ十分そういったPRもさることながら、そういった状況についてもいろいろとやっぱりアンケートや地域の声を検討しながら進めていただきたいと、このように思っております。

次に39ページで、これは福祉課長ですか。いわゆる社会福祉協議会の関係につきまして、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

社協への補助金が324万3,000円、いわゆるボランティアコーディネーターの京都府の補助金を核にしまして、これが出されたと思うんですが、社協からのももとの要望額に比べて、この額は大体どのぐらいの額だと理解したらよろしいか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

12月議会で補正予算をお世話になりました。たしか500万円の人件費補助ということで補正をお認めいただきました。このときには、この今回の移送サービスにかかるこの部分は全く抜きにいたしまして、人件費の補助として、社協の方からは650万円の要求がございましたが、500万円を追加ということで、議会の方でお認めをいただいたということでございます。

今回のこの324万3,000円につきましては、移送サービスにかかります福祉有償運送の事業分として、これだけの赤字が発生しておるんで、それを何とか補てんをしていただきたいということで、新規の追加分ということで、今回計上をさせていただいておるものでございます。

それで、もともとこの移送サービスにつきましては町の方から各社協に、旧3町ともがお願いをしてきたという経過がございますので、そういった中で道路運送法の許可を受けるわけですが、通常のタクシーの2分の1程度の料金にとどめるというような条件もございまして、そういったことからこの利用料についても低額な金額で抑えておるといったようなこともございまして、このような赤字が発生した部分について、今回補正をお願いしておるものでございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） そのあたりのことは、若干委員会でもお聞きしておったんですが、私がお聞きしたかったのは、聞くところによりますと、いわゆる社協も与謝野町社協ということになったわけですが、それぞれの支所が間もなく廃止されると、こういうふうに聞いておりまして、お勤めの方も、また利用者の方も、今後どうなるのかな。来年からということはないと思いますけども、そういう声が上がっておりますが、この辺のことは、課長、どうでしょう。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

町の方に運営費補助金、特に人件費補助ということで、多額のそういった補助金を要望されておまして、それに町がこたえておるとい状況でございますが、町の方も決して楽な財政状況ではございませんので、そういったところも社協自身が気にされておまして、できる限りそういった経費の抑制にも努めていきたいというようなことは考えておられます。ただ、なかなか今雇用されている方を、やめていただくというようなことにはなりませんので、そういった支所のあり方等についても、どこまで今社協としてお考えになっておるのか。そのあたりのことについては、私どもはまだお聞きはいたしておりません。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 今課長の答弁を聞きますと、町が必ずしも十分でないんで、社協としてもそういうことをお考えかもわからんと、そういうふうにお聞きをしたわけですが、この支所の廃止につきましても、それぞれ事情はあると思うんですが、やはり大きな影響がある。社協にしましても、それぞれの町民の方から会費や浄財を募って運営をされておる、社会福祉法人ですから。そういったことも十分考えていただく必要があるな、こんなふうにしておりまして、それぞれ今地域の中では、そういったことをお聞きの方から、心配の声が出るということを申し上げて、終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） それでは畠山議員の関連で、ちょっと除雪のことについてお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど府営住宅の中には、除雪には野田川の方では自分たちで金もってやっておられるというようなことをお聞きしたんですが、旧岩滝町では、当然そういった除雪は町が対応しておったわけございまして、合併することによってもう旧岩滝町の町民からは、もう合併したら何もかもが悪くなったというようなことを、よう耳にするんです。

そうした中で、やはり防災に強いまちづくりということで、私は過去に私とこの地域で大雪になったときに火事がいきまして、除雪に入っておらなかったために、なかなか消防活動ができなかったということで、大変大きな火災を起こしたという過去の経過があるわけございまして、府営住宅なんかは、もう本当に大勢の方が住んでおられる場所ございまして、そうした面からも、やはり悪い方へ制度を移行するのではなしに、やはり今まで岩滝町で除雪をされておたらそちらの方へ目を向けて、野田川の地域もやはり防災に対してそういうようなこともあるんだということを理解していただいて、今後はやはり府営住宅の中も除雪をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから71ページで、教育費の中の保健体育費でございますが、当初、一般財源で175万円と、それから50万円が上がっておるわけでございます。今回の補正で、この分が国・府の支出金ということになっておりますが、どうしてこのようなことになったのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 前段の除雪についてご質問がありましたので、一定また整理しながらご答弁をさせていただきますというふうに思っております。

除雪につきましては、先ほど廣野議員がおっしゃいましたように、まず公費で除雪をするという意義と言うか目的は、いわゆる病人が出たときの救急、あるいは先ほどの火事の際の救急と緊急の道路確保のために、公費で除雪をするということが町民合意になっておるということをお思っております。その次に社会生活をどうするか、あるいは通学路をどう確保するかということで、公費支出ができるということで、住民合意ができておるというふうに思っております。

そこから先にいきますと、今度は道路の除雪はそういう形で、皆さんが出す税金で賄えるということは皆さんが合意できると思うんですが、その道路へ行くまでの除雪については、いろんな考え方があるということで、その考え方を整理した方がいいんじゃないですかというお願いです。府営住宅の敷地内については、そういう考え方で、一定ほかの民地等も含めて整理もしていかならんだろう。

ちなみに、先ほど今回除雪作業の委託については428万9,000円補正をさせていただいておりますが、現実的にはこの補正につきましては、補正の算定日の締め切りの都合によりまして、2月16日、17日の平地部も含む除雪費用は含まれておりません。トータル的には、この428万9,000円では、1,500万円の当初予算から言いますと1,900万円、約2,000万円の補正になっております。ただ、今概算で2月16日、17日前後と以降、それまでの整理は2月8日までの整理でこの420万円が算定されております。8日以降、16日、17日の平野部も含めると、現在3,700万円～3,800万円程度の計算になるだろうというふうになっておまして、単純に言いますと1日与謝野町で31社の65台の除雪機械、あるいはダンプトラックも含める71台が、朝5時から12時まで動きますと720万円かかります。そういう面から言いますと、除雪の機械もどんどん減っていくような状況でありますし、全体としてどういうふうに除雪を考えていくかということは、1年かけてと言いますか、長い議論を今後もしていかならんだろうという思いがありますので。

確か合併前まで入っておった、それを入れなくなったというところでは大変ご不便をおかけするわけですが、合併しますと全体的な整合性も保たんならんということがありますので、その議論を1年かけて尽くそうかということをお考えしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 保健体育総務費の関係でございます。財源充当だけの補正をやらせていただいておりますが、この財源充当の変更につきましては、ページ数でいきますと歳入の23ページでございますが、そこに第9目の教育費の府の補助金、6節の保健体育補助金に、スポーツ振興事業補助金175万円がございます。未来づくり補助金の内示を受けましたので、ここで財源充当の変更を行ったということでございます。

ちなみに175万円の内訳でございますが、125万円が大江山の登山マラソン、それから50万円が与謝野町ユニフォームの作成事業、これが50万円ということで175万円でございます。そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは除雪のことにつきましては、今担当課長からお聞きしましたんで、私は災害に強い、安心・安全なまちということを言われておりますので、この点を十分ご理解をいただいて、今後検討していただきたいということを思っております。

それから保健体育費、今、吉田課長の方から言われたわけでございますが、府の未来づくり交付金をもろてやられたということは、非常にありがたいわけでございますが、ここにも担当課の課長がいられますので、私が言う立場ではないかもわかりませんが、やはりまだまだユニフォームの整理もできておりますか、課長、全部できておりますか。何か私が聞いておると、ユニフォームもまだできてないというようなことでございますので、当初上げられた50万円の予算、これを使ってでもやはり一日も早く、待っておられる協会もあるということもご理解をいただいて、やはり全額こちらの方へ。結局、一般財源が充当できたで、一般財源の方から府の未来づくり交付金で埋めれたということだけでなしに、やはり50万円を当初予算でつけられたら、50万円は50万円が入ってきたけど、50万円を待ってある協会に出しましょうとかというようなことを、お願いをしておきたいと思えます。これにつきましても、ご回答がいただけたらというように思っております。

それから、39ページにあります与謝野町地域福祉空間整備事業、これ1,000万円の減額となっておりますが、これはどういうことで、こんな大きな金額が減額になったのか、教えていただきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） ユニフォームの助成の件でございます。これは18年度から3カ年かけて、ユニフォームを整備していただくということで、一定の補助金を渡させていただいております。まだ全種目と言うんですか、全クラブには整っていないというふうには聞いておりますが、この3カ年で20年度、最後になります、整えていただきたいなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

たしか9月定例会であったと思えますけれども、小規模多機能型居宅介護施設の関係につきまして、与謝群福祉会の方で新築でもって整備を行うというようなことで予算計上させていただきました。このときは国の方の交付金、プラス町の方の単独の交付金、国の補助金と町の単独の交付金ということで1,500万円を計上をさせていただきました。そのときに考えておりましたのは、新築という考え方でございましたので、新築となりますとかなりの事業費がかかるということから、町の方も1,500万円の予算計上をお願いしたという経過がございます。

その後、ご存じのとおり丹後福祉応援団の方で、加悦奥地区で民家を改修をして、事業を展開をするということでございますので、そうなりますと改修費そのものが、かなり低くなってくるというようなことがございまして、それで現在のところ、まだ完全な確定ではございませんけれども、約2,300万円の事業費でもって今改修を進められております。

したがいまして、この中には備品類もあるわけでございますけれども、国の補助金、施設関係が1,500万円と、それから備品関係が300万円、1,800万円プラス町の方といたしまして、現在では一応400万円の交付金を交付をすれば、事業が成り立つというように見込んでおります。

それで1,500万円計上しておきながら400万円で、1,100万円の減額補正でどうかということになるわけですが、まだ事業費が完全に確定したということではございませんので、100万円は留保をさせていただくということで、今回1,000万円の減額補正をお願いをしとるということで、ご理解いただきたいと思っております。

議 長(糸井満雄) 廣野議員。

4 番(廣野安樹) ユニフォームの件でもう一度お尋ねしますが、やはりこの前の駅伝では、町の中では一番よかった成績だったというようにお聞きしておりますし、新聞でも見させていただきました。やはり選手も充実しておりますし、今、与謝野町はそうしたスポーツでも随分名前を上げております。そうしたことで、やはりユニフォームぐらいはもう早く、3年なんて言うたらんと、やはりこういった予算が残っておるんであれば、当然、結局冬のスポーツもありますし、やってあげるべきだというように私は思っておりますが、もう上げておりますので、なかなか取れんかもわかりませんが、50万円や、この175万円を返してもろて、できたら充実したげる方が、私はベターだというように思っております。これは強く要望しておきたいと思っております。

それから最後に29ページ、総務費でございますが、一般管理費で職員手当1,700万円が上がっております。これはどういうことで、これだけの金額が上がってきたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 退職手当組合の特別負担金1,700万9,000円でございますが、今年度末に勸奨扱いで退職されます職員8名分の特別負担金でございます。

4 番(廣野安樹) 結構です。終わります。

議 長(糸井満雄) それでは、ここで休憩します。10分まで休憩をいたします。

(休憩 午後3時55分)

(再開 午後4時10分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは一般会計補正5号について質問をさせていただきたいと思っております。できるだけ早く済ませたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

1点目は16ページの地方消費税交付金が1,562万円という、かなり我々から見ると非常に大きな減額になったわけでありましてけれども、その理由をお聞かせ願えたらと思っております。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。

原資は消費税でございます。いつごろでしたら、国の財政見込みが狂って、税収が非常に少なくなつたというようなニュースがあつたというふうに思います。そういった中で、消費税も伸び

なかったということでございます。なかなか景気の回復といったことが遅くなっているというようなことで、購買力が上がらなかったというようなことが、原因ではなからうかというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 関連ですが、先ほどもお話が出ておりましたが、交付税の関係で特別交付税が、ほぼ内示が決まったようにお聞きしたんで、その額を教えていただけたらと思っています。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 先ほど電話で連絡をいただいたところでございます。5億2,084万8,000円ということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それはそのくらいおきます。

次にいきます。47ページ、衛生費の廃棄物広域処理委託料の595万円という、これもかなりの額になるわけですが、この点はどういうことなのか、ご説明願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、47ページの廃棄物広域処理委託料594万8,000円の増額でございます。

これにつきましては予算編成の段階で、1億788万4,000円の要求を担当課としてはしとったわけですが、全体の予算が組めないという状況の中で約717万円減額いたしまして、1億710万円の予算計上したということで、19年度から委託料の見直しをしておりますので、普通でしたら減ってくるわけですが、予算編成の段階で全体の予算が組めんということで減額しまして予算計上しておりますので、結局594万8,000円の増額となったということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その関連で、同じ衛生費の関係ですが、この負担金で、その下の方に71万円の計上がされています。これはどういう中身なのか、教えていただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） この関係につきましては、全員協議会のときも説明をさせていただいたわけでございますけども、平成13年8月に、清掃工場の使用の延長にかかります協力金の負担はないということで、確認をした経過もあるわけでございますけども、宮津市さんの方が波路の自治会との延長協議を進める中にありまして、当然、関係町への負担を求めるといようなことも説明をしておりますし、また、この負担につきまして2町が負担を拒みますと、今後の延長協議にも非常に影響することも予測されるというようなことで、清掃工場の委託料と合わせまして協議を続けまして、最終的に合意をしたということでございます。内容的には、前回の協力金と同じような中身でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） たびたびこの点は私も述べてきましたし、もう言いたくないんですが、簡単に言うと5年前に、ごみの広域化事業で1市4町の合意をして実施したわけですね。かなり半ば京都府が強引に指導を入れて、このモデルでしなきゃ従来の4町のクリーンセンターそのものが非常

に優秀だったわけですけども、それをつぎを当ててたけどもやらなかったと、そんなもんには補助金はやらんということで府が入れたという経過であったわけですね。

問題は、このいわゆる1市4町で広域化事業の合意をしたときに、地元で延長時の協力金なるものがあったかどうか。こんなことは全然ないし、こんなことはあり得ないというのが、町側の認識だったと思っているんです、4町側の。これはもう太田町長自身も当事者だったんで、そこはよくわかっておられると思うんですが、これについて改めて宮津が地域でもめてるから、それを我が町も持たなければならぬというのは理屈に合わない、納得できんというように思うんですね。これは住民が聞いても納得できんと思うんですよ。

この点で、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるように流れと言いますか、経過はそうであったというふうに思います。しかし、ここへきて延長問題が出てきて、新たな枠組みの中での協議の中で、そうした200万円を1市2町で分担しようという、そういう話が廃棄物処理施設の延長問題とともに出てまいりまして、いろんな協議を何回も重ねた中で、新たな負担ということで合意をしたということでございます。

一番初めの経過からいきますと、確かに理不尽なところがあるわけでございますけれども、この処理施設を前へ進めていくためのお互いの譲り合いと言いますか、協議で相なったということで、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そら町長の立場からすると、今ほったらかしてストップするわけにいかんという気持ちもあるでしょうが、ただ、私、さっきも説明しましたように、京都府自身が制度設計をしてそれをしたわけですから、求めるは、私は京都府にこそ責任があると、こんな金は、いうのはあり方論で言うたら、そこにくると思うんですよ。だから考え方の問題をもう少し、担当や現場も含めて、トップも含めて、この問題をどう見るかということについての総括をきちっとしてほしい。また起きますよ、こんなことは。ガタガタし出したら、またこうなると。宮津のことですから、また起きますよ。そしたら毎回、毎回、これはまた波及しますよ。

だから、そんなことを繰り返さない意味でも、京都府の制度設計の基本責任をはっきりさせて、京都府はこれぐらいの金だったら、ちゃんとけつしましなさいというぐらいのことは、言っていないというふうに思います。

これはこのぐらいにして、次に69ページ、教育費にかかわって質問をしたいと思っています。

公民館費で委託料が計上されております。これは地区公民館活動の推進モデル事業ということで、委託金が50万円の減というふうに計上されておりますが、この簡単な説明を求めたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 地区公民館管理運営事業で、委託料50万円の減というふうになっております。これは19年度は5館、このモデル事業をお願いをしたいなということで、5館分を予定をしておりました。19年度実績ということで、そのうち男山、加悦、与謝と3つの地区公民館の方が手を挙げていただきまして、このモデル事業に取り組んでいただいております。したがって、

2館分が減額をさせてもらったということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

関連で、教育委員会にお伺いしたいと思っております。これは所管がどうなるのか、教育長がおられたら教育長に聞きたかったんだけど、教育長がいませんので。

実は、この公民館活動については、私の認識はこのように思っています。住民の自治意識の向上、行政の具体的な参加の問題。こういう点で、これを推進していくというのか、これが非常に大きなねらいだというふうに考えているんですね。

特に合併して新しい町ができて、これは一般質問でも申し上げましたが、町長自身も繰り返し言ってるように住民の皆さんが行政に参画すると、この活動を進める上で、非常にこの公民館活動というのは大事なポイントだというのが私の理解です。

もちろんこの間、話を聞いていますと、旧町の流れもあって公民館活動そのものが、岩滝も野田川も加悦もなかなかずれがあると。これはもう歴史的経過や、個性や、町のなりわいや、いろいろの関係でそうやってきたんだというふうに思うんですが、これに差があるのは現実だというふうに思うんですね。

ただ問題は、新しい町になったわけですから、それに向けて早急にそのことを、今すぐ決断はできんにしても、何力年計画ぐらいでそのことの解消がいるというのが、僕の見解です。一遍にはなかなか直らんと思いますが、これだけ差があるんですから。これは公民館活動だけでなく、旧町の違いというのは、私は合併して2年を過ぎたわけですが、改めてその溝の深さと言うか、特殊性や個性の違いというのを感じているわけで、これはなかなか時間がかかるだろうというふうに思っているんですが。

そこで、この地区の公民館活動と、今言ってる地域協議会の位置づけの問題ですね。この問題で教育委員会としては、今言ってる住民の皆さんの行政参加とか、まちづくりの上で位置づけをされているのかという点をできましたら、ようけ視察もしてるでしょうし、こういう方向が非常に今求められているとか、非常に期待されてるとかということも含めて、ご答弁願えたらというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 大変難しい問題だと思います。地域協議会と公民館活動、教育委員会議でもその論議はされておりませんし。

公民館とは今議員さんが言われましたように、社会教育法で公民館の目的とは、住民の教養の向上、健康の増進、それから情操、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すると、これが目的になっております。それに基づいて、教育委員会の方は活動を推進しておりますし、議員さんが言われましたように、3町にいるんな経過がございますので、急にはなかなかうまいことはいかないということは実情でございます。

地域協議会に関しては、ちょっとまだ私の方も議論はしとらんですが、総合計画の基本計画の中でも、近々そういう結論と言うんですか、協議をし、ある程度の一定の方向をつけようというようなことがされておりますので、それについても町長部局、教育委員会部局と一緒に協議をしていきたいなというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今どこで決めるのかと、どういうことを検討するかという具体的な問題は、今課長が答弁したように、それは町長部局で具体的にするんでしょう。ただ問題は、私はさっきも言うように、地域の中で地域集落が今具体的に、住民の皆さんが日常的に行政に参加する媒体というのは区の公民館だと、そういう活動に集約されとると、今のところは、そこが中心に物事が動いているわけで、この角度からすれば、教育委員会の役割は非常に大きいもんがあるというのが、公民館活動のというところに、もっとシフトを置くべきではないかというように思っています。

もちろん先ほど課長が答弁されたように、合併協議会の非常に重要な柱が地域協議会だという位置づけをされたわけですから、この点を深くとらえてほしいなというように思っています。

冒頭にあったような、そういう意味で言ったのではなかったかわかりませんが、私が答弁を理解したのは、非常に縦割りのだなど、発想が。教育委員会が独特なのか、それとも今の行政の仕組みが縦割りで、よそのことは知らないというような発想に陥るようなシステムが強いわけですから、そうなっているのかそこはあれですが、新しい町をつくらうと言っているんですから、これは課を越えて発想を課長の皆さんに考えてもらわないと、新しい町はつくれないと思っています。だからそういう意味で、よその部分についても、こういうことがいいなということを、課長会なり、平場のときでも結構ですが、大いに発想を豊かにしていただきたいなというふうに思っております。質問は、この点はこれぐらいにしときます。

最後のページですね、K T Rの経営対策基金の資料が添付されております。そこで、なかなか毎年毎年なんですが、これに関連してご存じのように鉄道の近代化設備整備の事業補助金というものもありますよね。これは総額で、細かい金は結構ですが、総務課長になりますかね、できたら年間どのぐらい払っているのかというあたりが、わかれば教えてほしいと思います。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

鉄道軌道近代化整備設備事業費補助金ということで500万円程度、年間、平成19年度は払わせていただくということでございます。

一応、参考までに事業の内容等を申し上げますと、防風設備、風速計の設置ですとか、レールの交換ですとか、それから橋梁の改修ですとか、トンネルの改修ですとか、そういった事業費につきまして国や府から補助があり、また、沿線市町も負担をし合うと、こういう内容でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁にあったように、年間500万円ぐらいの金も、今言うた近代化設備ということで補助をしていくということもありますし、先ほど言った表を見てましても、この3年間の数字が出てますが2,000万円ですか、本町の場合で言うと、いう負担をずっと続けてきています。話を聞くと、僕らは直接、日常的にその実情については聞かされてなくて、時々報告の中で聞くと、なかなか経営的に厳しいものがあるということですが、ここは非常に財政が厳しい本町にとっては、財政負担が非常に重い内容なんですけど、この点で今後の見通しについては、どのように考えておられるのかというあたり、これは本体の方から情報が当然出てくるんだろうと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応19年度につきましては2,009万1,000円ということでございまして、18年度に比べまして若干上がっておりますが、17年度に比べますと下がってきておるということでございます。

先日、北近畿タンゴ鉄道の会議がございまして、18年度実績の1月末現在で101%の人たちが乗っておるということで、若干乗車率が上がっておるようでございます。原因といたしましては、やはりガソリンの価格等が上がりまして、そういった中で、若干乗客がふえたのかなというふうに思っております。

それから、今後の見通しということでございますけれども、個人的な感じといたしましては、やはりガソリンも上がっておるわけですし、それからもちろん環境問題、こういったことから考えますと、こういった公共交通の利用を高めて、少しでもこの環境の問題に貢献できたというふうに思っております。そういったところで、乗車運動等も繰り広げていかなきゃならないだろうというふうに思っております。それは希望的観測でございますが、財政的には非常に厳しくなってくるということは考えられます。この経営対策基金への拠出、いわゆる赤字補てんですけれども、少々乗客がふえたぐらいで、この赤字が解消できるということにはなりません。

それから、先ほど申し上げました500万円程度払っておる、いわゆる施設改修等に対する補助金でございますけれども、これにいたしましても、やはりこういった商売は安全対策が一番でございます。そういった意味で、安全にはリスクを伴うものと。ですから、やはり国の法律もありましようけれども、鉄道の踏み切りだとか、それから信号だとかいろいろところで、改修の問題が出てまいります。

それと、一番気になっておりますのは、やはり開業いたしましてからかなりたちまして、いわゆる持っております特急列車ディスカバリーだとか、エクスプローラーですとか、こういったものがやはり耐用年数を迎えるわけございまして、そういったものを更新してくる必要があるだろうというふうに思います。そういった中で、非常に厳しい財政負担が、今後伴ってくるんじゃないかというふうに思っております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15 番（谷口忠弘） それでは一般会計の補正の第5号、何点が質問をさせていただきたいというぐあいに思っております。

まず最初に、35ページなんですけども、自治組織の支援事業であります。自治会の活動保険の補助金でありますけども、60万円の減額という補正になっております。これは年度の当初の予算額を見ますと、191万円というぐあいになっておると思うんですけど、その後、補正があったかどうかは、ちょっとよくわからないんですけど今回の60万円という、当初予算の割には非常に減額が大きいこの保険補助金。これにつきまして、どういうわけでこういう減額になったのか、その点について、まずお伺いをしたいというぐあいに思っております。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 自治会活動保険補助金でございますが、これは各自治会が活動保険に入っておら

れまして、その2分の1を補助するというものでございます。

それで当初予算につきましては、18年度と同額を計上をさせていただいておまして、18年度も補正で減額させていただいたんですけれども、これは各自治会ばらばらと言いますが、保険の加入の考え方が違まして、1日の日額の保障額ですとか、例えば死亡された場合の保障とか、そういうそれぞれ自治会が入っておられる保険の責任額がばらばらでございまして、これを統一をしようというふうな話を自治会の方にも持っていったんですけれども、最終的に話がまとまりませんでして、18年度と同額で各自治会さんが保険に加入をされましたので、18年度と同じように減額になってしまったということでございます。

それで今後に向けても統一に向けて、自治会さん、区長会等で話をさせていただこうというふうにしておりますけれども、合併直前に高額の保険に入り直された自治会や、いやいや、そこまでは必要ないと言われるような自治会やらございまして、なかなか統一は、一度にはできんのではないかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 今お聞きしますと、ちょっと合点がいかんのですが、各自治会によってばらばらだと。同じ原因で亡くなられても各自治会によって保障金額が違ってくると、こういうことですね。これはちょっとやっぱりおかしいんじゃないかなというように思いますね。ある一定の線をやっぱり町が示していただいて、保険料がこれぐらいになって2分の1、町もこれだけ補てんするという形にしないと、2分の1の補助額が、もちろん保障額によって保障料が決まってくると思うんで、ちょっと公平にはならないというぐあいになると思うんですね。

だから多額の保険を掛けたら、町も多額の2分の1の分を負担を負担してくれると、こういうことですから、そこはやっぱり統一をしていただかないと、ちょっといびつになるんじゃないかなというぐあいに思ったりもするんですけれども、その点についていかがですか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 谷口議員さんご指摘のとおりでございまして、私どももそういう認識がございまして、区長会に投げかけをさせていただきましたんですけれども、統一ができなかったということでございます。同様の認識でございます。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 区長会の方で、もう少し議論を詰めていただいて、私はその方がいいんじゃないかなというぐあいに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというぐあいに思っております。

続きまして、35ページなんですけど、これはちょっとまた私はよく分からないんで、単純な質問で申しわけないんですけども、固定資産税の評価業務というので、委託料の93万4,000円が減額になっております。委託料というのは、いろんなところでよく顔を出すんですけども、これも年度当初の予算を見ますと1,337万9,000円と多額の委託料であります。これは本当に初歩的な質問になるかと思うんですけど、これはどういう団体、どういう機関に委託をされておられるのか。また、この更新業務というのは一体どんな業務なのか、その点についてお伺ひしたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 谷口議員さんご質問にお答えいたします。

当初予算で、1,337万9,000円上げさせていただいております。これも見積もり等を徴収いたしまして、それによります額ですが、評価の見直し業務につきましては、一応、3年に一度、評価替えとかがあります。その中で各年度において、いろいろ細かい見直し業務を行っていきます。19年度につきましては計画だとか、資料の整理だとか、それから路線価とか、道路格差の算定だとか、そういう細かいデータの整理をずっと行ってきまして、評価の変更について整理をさせていただくという業務でございます。これは年々見直しの業務の量が変わってきますので、それによって、今回は1,240万4,000円ほどできたということでございます。

それから委託先でございますが、大和不動産鑑定株式会社です。これは大阪に会社があります。そこに過去からずっと、そういう評価替えに伴います資料等をずっと旧3町ですが、そこにずっとお世話になっておりまして、一応随契という形で、過去からずっときております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 私、ちょっとあんまりこういうことは詳しくないんですけども、3年に一遍見直しのときに、この業務委託をお願いすると、こういうことですね。違いましたか。3年に一遍、この費用が発生すると。違いますか。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 評価替えは3年に一度ですが、その見直しの業務につきましては、その見直しに向けて計画的にいきますので毎年出てきます。ただ、金額については業務の内容によって、高くなったり低くなったりということはあるんですが、毎年出てきます業務でございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 今お聞きしたら、この評価の更新業務の委託料というのは毎年かかってくると、こういうお話をお聞きしました。

私は何遍も言うんですけど素人考えでいきますと、こんな多額な金額が業務委託料で、毎年こんなに要るんかいてと。データの蓄積がたしかあると思うんですね。評価損の認定なんかは僕もよくわかりませんが、年々何%ずつ落ちてくるとか、何%上がってくるとか、それこそコンピューターの中に入れれば、すぐ数字がはね返ってくるのではないかなというぐあいな素人考えを持つんですけども、こんなに多額の金額を要する委託なんではなかろうか。税務課長のお考えを、ちょっとお聞きしたいなというぐあいに思うんですけど。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 私もこういうシステム関係の方につきましては、疎いのであれなんですけども、いろんな業務、今回19年度ですと14項目にわたりまして、いろんな単価を掛けて時間数だとか、人数だとか、そういう形で見積もりをいただいております。

所管の常任委員会でもいろいろとご質問されまして、今度、4月に入りましてから私も含めて行かさせていただいて、どういう業務をしておるのかという勉強もさせていただきたいと思っておりますので、またそれによってお答えをちゃんと。細かい業務がいっぱいありまして、一口ではこういう関連のITというんですか、そういう部分の業務につきましては疎いもんで、ちゃんとした返答ができないことをお許しいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 今ちょっとお聞きしましたら、全然私もようわからんと、こういうようなお言葉

ですね。見積もりをもう丸飲みされて、もう丸投げで随意契約でお願いしてると、こういう判断をさせていただいたら間違いないんでしょうかね。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 担当者ですと、細かいことまでよくわかっておると思うんですけど、私といたしましては見積もりをいただいて、その中で交渉をさせていただいて値切ると言うんですか、そういうことはさせていただいております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） 私は確かに値切ることも大事だと思うんですけど、その中で職員さんができるようなことも、多分にあるんじゃないかなというような気がしてるんですよ。だからもうちょっと内容を精査いただいて、自分の課でできることはやっていただきたい。それが費用の減少につながるんだったら、それにこしたことはないんですから、そういうことは当然なされるべきだというぐあいに思うんです。ぜひとも、そういう形でお願いしたいというぐあいに思っております。また、よくこれは見させていただいて、来年どうなるか、ちょっとよく観察させていただきたいというぐあいに思っております。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） おっしゃいますように、内容によっては資料なり、大もとからアシストしていただいて、できる業務も中にはあるかと思えます。見積もりの中でできる分、その分についてはこちらでできるとかいう部分もございますので、そういうのをあわせまして交渉しとるということでございます。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） 先ほど聞いたら内容をあまり見ずに、もう見積額を出してるというようなご返事でしたんですから、私はそういうふうにお聞きしたままで、いずれにしても、もう少し精査をしていただいた方がいいんじゃないかなというぐあいに感想を持ちましたので、よろしく願いしたいというぐあいに思っております。

続きまして、同じく35ページになりますけども、住民基本台帳のネットワークの運用事業であります。これは国レベルで4年前ですか、住基ネットのことが出てきました。6日の日に最高裁が判決で住基ネットは冒険であると、プライバシーの関係からこういうような裁判も出ておりました。

この問題については取り組んだ市町村や、拒否した市町村やいろいろあるように聞いております。しかしながら、全国でもこの住基カードの普及率は発行開始4年半で、わずか1.5%ぐらいだと、こういうぐあいに聞いております。なおかつ当町におかれましては、どれぐらいの方がこの住基カードの所有者なのか、まずその点について、お伺いしたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

住基カードの登録状況でございますけども、ことしの2月末現在ということで、写真なしが64人、それから写真つきが102人ということで、166人ということになっております。

特に2月につきましては、これを登録しますと所得税の税額控除が5,000円受けられると

ということで、2月だけの実績で26件ということでふえてきております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 15番（谷口忠弘） これにつきましては全国的にも先ほどいいましたように、カードの普及率が非常に低いと。なおかつ、これは国の施策でありますので、多額の費用を使ってこういう国の施策が展開されとると。なおかつ、当町でもシステムの保守点検の委託料ですか、今回142万円ほど上がっております、当初予算も244万円ですか、多額の金額の保守点検ですね。しかしながら利用者は、非常にそういうぐあいに少ないということで、別に与謝野町にどうのこうの言うことじゃないんですけども、本当に1回の使用料が高いついてると言えいいんですけども、もう少しこの普及率が高めるような啓蒙というの、なかなか難しいと思いますけど、プライバシーの関係がありますので、非常に厄介なお荷物と言ったら叱られますけども、そういうふうなもんだなど、このような感想的なこと申しわけないんですけど、思っているところであります。

続きまして、69ページの伝統的建物建造物群保存対策事業について、お伺いをしたいというぐあいに思っております。

これは減額補正であります。当初予算が1,397万4,000円で、104万1,000円のこの3月補正の減額であります。これにつきまして、金額はそういうことなんですけども、これは1件の減ということで減額補正だということをお聞きしましたんですけど、最終的に建物を修復されたお家は、この19年度で何件ぐらいになっておるのか、その点について、まずお伺いしたいというぐあいに思います。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 議員さんご指摘のとおり、1件の減の分で104万1,000円の ということでございます。実績としては4件、実績で上がっております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 15番（谷口忠弘） その4件のうち、一番最大どれぐらいの工事の価格になったのか。最大と最少を教えてくださいなというぐあいに思っております。その点と、もう1つは、この施工業者が地元の業者が何割ほど入っておるのか、その点についてもあわせてお伺いをしたいというように思います。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） ちょっと今数字的に出てきませんが、後ほどでよろしいでしょうか。後ほど報告させていただきます。

- 15番（谷口忠弘） 施工業者もわかりません。地元の方が4件のうち何件あるか。

教育推進課長（土田清司） ちょっと今、正確には出ませんのですみません。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 15番（谷口忠弘） あわせて補助金の交付の時期ですね、これについてもちょっとお伺いをしたいなというように思います。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 補助金の交付の時期、以前の議会の方でも議員の質問がありました。実績に基づいて予算の方を執行するという形でございまして、町としては12月をめどにしまして、12月締めの上旬にお払いすると。それから、さらに3月ですか、年度末で最終的には精算

をするというような形でございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） この補助金の交付につきましては、私も何件か地元の方からお聞きしとるんですけども、年間、12月に締められて1月、3月と、こういうことなんですけども、先ほどちょっと聞いたら、1件当たりの最大というのが、かなり多額の金額のお家もあるようでございまして、ご存じのように施工業者さんにお支払いになるということになると、当初、3分の1、真ん中で3分の1、終わった後3分の1と、こういうようなお支払いの方法が普通であると。そういうことから、交付の時期を、随時していただけないだろうかというような強い要望がございまして、課長に私もお願いした経過もあるんですけども、これはどうして一時期でしかできないということになっておるのか、その点についても、もうちょっとお話というか、なぜなのか、その点についてお伺いしたいなというふうに思うんですけど。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） やはり公金ですので、工事を行い、実績に基づいて補助金を出すということでございます。いろんな公の工事に関しては中間払いもございしますが、やはり建物を修繕し、完成し、それを確認をし、補助金を出すというようなのが、この事業の目的でございますので、それを出来高払いと言うんですか、中間に払うというようなシステムは、今のところございません。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） それはよくわかるんですけども、非常に困っておられるお家もあるように、何件かお聞きしましたんで、交付額が完成後でないと払えないと、こういうことなんですけども、なかなか今、金融機関でお金を借りようと思っても、なかなか貸してくれないというような現状やら、いろんなことをお聞きしておりますので、できるだけ住民の皆さん方の要望も聞き入れていただいて、かなうなら、ぜひそうしてあげていただきたいなというぐあいに思っております。これはお願いですけども、よろしくお伺いしたいというぐあいに思います。

続きまして、最後ですけども、ページで66と67ページの教育費なんですけども、小学校の修学旅行の補助金として9万2,000円と、中学校の修学旅行の補助金として17万2,000円ですか、増額で補正が出ておりますけども、これは何か思惑がずれたのかどうなのか、増額補正になったのはどういうわけになったのか、その点についてお伺いをしたいというぐあいに思います。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 今回、小学校費と中学校費で、修学旅行の補助ということで補助金を出させていただいております。各小学校、中学校は修学旅行を当然されます。その関係で、引率の教員についても一定額旅費を支給するわけなんですけども、ただし、その一定額ということで、例えば入園料だとか入館料については、旅費の算定をされないというようなことがございまして、個人負担をされておったというようなことでございます。それはどうしても、その分については児童生徒と一緒に、管理のためには必要ですので、その部分については一定額を、補助金を出させてもらおうということでございます。

それから弁当代と言うんですか、食事代についても、これは補助金はお出しておりませんが、弁当

代については当然、食事については個人が食べるものですからこの分は除いて、個人負担分については、その入館料、入園料等については、今回、補助金を出させてもらおうということで、今回、補正で上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 若干、5時以降も質疑の継続をいたしますので、あらかじめご了解願いたいと思います。

谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 今お聞きしますと、修学旅行の先生の引率の手当がほとんどだと、こういうぐあいにお聞きをしたんですけれども、この間、ちょっと新聞を見ておりましたら、そうした修学旅行の引率の先生の手当が倍増になるというようなことも、ちょっとお聞きをしたりしたんですけど、そのかわり一律支給してる特別手当を、削減するというようなことが記事に載っておりました。

先生が修学旅行やら、その他いろんな行事で外に出られているんなこと、危険が伴うことも業務にはあると思うんですけども、すべてそういう野外活動と言うか、学校外で活動された場合には、そういう手当が支給されるという仕組みになっているのかどうか、その点についてちょっとお伺いしたいなというように思います。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

ただいま修学旅行の引率業務に伴う費用を公費負担とするということにつきましては、先ほど推進課長が答えたとおりでございます。

なお、つけ加えておきますと、旅費につきましては、これは府の方から出ております。したがって、その引率業務に伴う経費についても府が負担すべきだと、そういう話もございまして、そのように我々も望んだわけでございますけれど、今のところ府の方からは、その費用の支出がございませんので、当然、設置者の方で見ていくことになっております。

それから今おっしゃられますのは、特殊勤務手当というのがあるわけでございます。引率業務として一定の額が支給されます。したがって、修学旅行につきましても、宿泊を伴う業務でございますので、一定の手当は出ることになります。しかし、だからと言って、それを修学旅行等引率にかかわる業務に、教員の方から支給させるという筋合いのものではございません。あくまでも、それは勤務時間に対する保障の問題でございますので、別のことになります。

なお、他の修学旅行以外では、例えば日曜日等に対外試合があります。それについて引率をしますと、それに対しましても一定の手当が出ております。同時に、土曜日、日曜日等に中学校におきましては部活動等の指導を行います。それにつきましても半日、そして1日、要するに4時間、8時間に及ぶものにつきましては、一定の手当の支給があります。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 次の質問をしようかなと思っとたら、教育長が先ほど言われたんですけども、私も当然こういう手当は、給与なんかは国や府から出てると思うんですけども、こういう手当類も当然市町村が出すものではなくて、府から出るものではないかなと、このように思っております。

すので、いささかちょっと初めて聞いて疑問を覚えとるわけなんですけど、いずれにしましても、こういった形でいろんな手当が支給をされとるという現状を初めて聞かせていただいて、わからないところで、かなりいろんな形で人件費というのは紛れ込んでいるんだなと、このように改めて認識をさせていただきました。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） 森本議員が聞いておりましたんですが、あしたの冒頭をお願いしたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、あす3月18日午前9時30分から再開しますので、ご出席をお願いします。

大変ご苦労さんでございました。

（延会 午後5時03分）